

WordPress 4.9.6 が利用可能です！ [今すぐ更新してください。](#)



Action required: You've installed Shareaholic for WordPress. We're ready when you are.

[Get started now »](#)

## コメント “四季の移ろい” の検索結果

### Akismet が障害を検知しました。

一部のコメントが Akismet のスパムチェックを通されていません。一時的に承認待ち状態になっており、後ほど自動的に再チェックされます。

[Akismet の設定](#)を確認して、問題が継続するようであればウェブホストにご確認ください。

### NGFB Note

You are using PHP version 5.3.3 — [this PHP version is outdated, unsupported, insecure](#) and may lack some important features. If possible, please update to the latest PHP stable release (or at least version 5.6). This notice may be dismissed for 1 か月.

✕ Dismiss

すべて (14,332) | [承認待ち](#) (6,808) | [承認済み](#) (7,524) | [スパム](#) (0) | [ゴミ箱](#) (0)

四季の移ろい

コメントを検索

一括操作 ▼

適用

すべてのコメントタイプ ▼

絞り込み検索

スパムチェック

374個の項目



14

/ 19



作成者

コメント

コメント先


投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

 **四季の移ろい**  
0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.98.148.46

余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち  
こんにちは。

6/26現時点で自分家へ来ていた三名分「調査開始通知書」は6/21付け→6/22着の群馬県弁護士会と、6/23付け→6/26着の新潟県弁護士会のふた弁護士会からだけ  
です。

対象弁護士が三名の群馬は、右上弁護士会会長さん名の横に押印の弁護士会印はやはりモノクロの、おもいつきりコピーでした。

宛て名を「懲戒請求者各位」で統一した同一コピーなので、対象弁護士番号は三名分全て同じです。

でもその番号、余命さん「懲戒請求アラカルト」タイトル記事の最初の頃の皆さんご投稿では「第11号～同第13号」でしたね。その後「第14号～同第16号」のご投稿がありました。自分ち番号も「第14号～同第16号」の方です。

もしかして懲戒請求書の同一提出日と云うか、同一日付けごとのくりなのかな？(もしそうなら、自分ち懲戒請求書提出第二弾の日付けだったのかな?)そしてそれを元にしたと思われる、通知書にある「調査開始日」(自分ち6/21)ごとなのかな？そう云う事では無いのかな？

対象弁護士が六名の新潟は、右上弁護士会会長さん名の横に押印の弁護士会印は朱肉の(三枚それぞれ朱肉の濃淡が違いましたので、カラーコピーでは無いです。)原本?でした。

各請求者の宛て名で作成、対象弁護士個人vs請求者個人ごとの番号割り振り、番号順の割り振りですね。三名分のウチは、「第1418号」から「第1435号」までです。

各対象弁護士が抱える今年度の同一懲戒請求事案くりでの、請求者個人ごとの通し番号なのかな？

それとも各対象弁護士が抱える今年度の全懲戒請求事案の、請求者個人ごとの通し番号なのかな？

今回の〈朝鮮人学校補助金支給要求声明〉懲戒請求者の人数が人数だけに判りません。尤もどちらであろうと何であろうと、請求者側には関係無いかな。


...ごちゃごちゃすみません、つまりよく判りません。  
6/28着でコピー(同じ内容ですけど一応群馬の方もコピー三枚)、お送りしますね。(本当はお手紙にこの事を書こうとしたのですが、お手紙セットを切らしてしまったw ...でもコピーを成るべく早くお送りしたかったので...お手数おかけ致します、すみません。)  
何卒宜しくお願い致します。(四季の移ろい)

[承認する](#) | [返信](#) | [クイック編集](#) | [編集](#) | [スパム](#) | [ゴミ箱へ移動](#)

**1695 懲戒請求アラカルト13**  
[投稿を表示](#)



2017年6月27日 2:28 AM

 **四季の移ろい**  
0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.

余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち  
こんにちは。

オリジナル理由書考察の続きです。宜しくお願い致します。↓

**1674 2017/6/9 アラカルト2**  
[投稿を表示](#)



2017年6月26日 2:25 AM

★富山地検さん。

・No.135〈富山県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発一件。

4/11付け理由書も一枚。(東京地検さんは4/13付けです。)

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・東京地検さん理由書より前の日付けですね。定型文による先入観?の無い富山地検さんの返戻と見て良いのかな?でも東京地検さん、理由書は4/13日付けでも定型文自体は以前に出来上がっていたかもです。実際は判りませんね。

「1601 すべて順調。予定通りである。」記事にて、「30日に全国の地方検察庁に第四次告発状を送付した。一部は直接告発として、4月3日、九州から北海道まで4月15日までの予定で日本再生大和会告発部隊が出発した。」と余命さんは仰っていましたね。そして富山地検さん理由書、『告発状返戻について』との主旨的前置きで『貴殿より、平成29年3月30日付けをもって当庁において郵送を受けた告発状は、下記の理由により返戻します。』とありますから、富山地検さんは3/30日付け送付の方ですね。

次に早い日付けの地検さんは4/13付けの東京地検さん。

その次が4/17付けの『告訴状の返戻について』前置きと『各被告訴人』箇所の細かいご対応が印象的だった福島地検さん、これから考察の同じ4/17付けオリジナル理由書な名古屋地検さんです。

富山地検さんと一週間近くの開きがありますね。と云いつつ、こちらふた地検さん方への告発が3/30なのか、それとも4/3~4/15の方かによりますが。あ、もし4/15だったら、寧ろふた地検さんの方が超早いか...いやでも幾ら何でもこの様な重要な責任重大な告発を、二日や三日程度で判断なさる訳無いか...あ、ぐだぐだごめんなさい。

何にせよ富山地検さん、早いご対応だったのが一番早い日付けから伺えますね。

で、そのご対応の早さから考えると、定型文はご存知無かったかもです。もしご存知なら、今回の外患罪告発が全国各地検さんへ直告される事もその時点で知ると思いますから、他地検さんの意向や様子を伺ったり、話し合ったりなどの時間もそれなりに必要でしょうし。あ、でも早いと云っても十日程はあるのか。あ、でも東京地検さん定型文がいつ作成出来たかによるか。あ、すみません。だから何だ、って突っ込みが入りそう。...念の為一応書いてみました。何かの参考に成るかなって。(ならなさげ汗。)

...で、理由書全体を見ると、上にも書いた『告発状の返戻について』から始まり『下記の理由により返戻します。』で終わる主旨的前置きと、『記』による構成です。

弁護士会告発の被告発人を『被告訴人』に変えておられた、定型文ご使用の山口地検さんと一緒ですね。ビジネス文書タイプ「記書き」の事務的な構成です。

『記』には『第1 被告発人氏名及び罪名』を明記、そして『第2 理由』にて返戻理由を述べています。↓

『第2 理由

記載内容からは犯罪事実を具体的に特定することが困難であり、違法性が判然としない。』↓

「困難とは→1 物事をするのが非常にむずかしいこと。また、そのさま。難儀。

2 苦しみ悩むこと。苦勞すること。」

「判然とは→はっきりとわかること。はっきりとわかるさま。(共にgoo国語辞書より)」

つまり。↓

『告発状の記載内容からは『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の具体的特定が非常にむずかしく、難儀し、苦しみ悩み、苦勞したが、違法性がはっきりとわからない。』

と仰ってるて事ですね。

同じ「記書き」タイプで定型文ご使用の山口地検さんは、事務的を装い？ながらも本音を入れ込む文言や文章があちこちに見られました。

ですが富山地検さんは『記』以降の明確な箇条書きと、それによる返戻理由の超短文、伝達に徹した口調？から、完全に事務的なご対応です。

そしてやはりメインの返戻理由は初歩的『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の不備になっていますね。

しかも『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の具体的特定にずいぶん苦しみ悩み、苦勞なさったけど結局違法性がはっきりわからない、と告発状記載の『犯罪事実』の不備を殊更あげつらう様な物言いが、かなり辛い所です。(…考え過ぎかな…)

消極的と云うより、興味？関心？が全く無さそう。告発を受理に導く為の前向きな文言が文章が、それ以前に富山地検さんのお心が、見えません。

(でも法的効力有り職責有りなのですよ。なんでだろう？)

富山地検さんが東京地検さんの「不見当」定型文理由書をご存知かは冒頭でぐだぐだ書きました通り判りませんが、内容からは定型文を微塵も感じませんね。

もしご存知でなかった場合、「不見当」定型文をご覧になった後では、この全く関心無さそうな返戻理由、変わっていたかな。だとしたら、再度お考えを伺ってみたい所です。

でももしご存知だった場合は…富山地検さん検察官さんのお心に何も響く？ものが無かった、どんな方向にせよやっぱりお心が動く事は無かった、って事ですね。

ただ、山口地検さんの時にも書きましたが、「以上」(かそれに該当する)最後の締め文句がないから、まだ続きの書類があるかも？とも思ったり。

更に、(告発状の)『記載内容からは』と『は』があるのと、前置き『告発状の返戻について』がある事から、もしや富山地検さんも、告発状は返戻なさっても証拠資料諸々はまだ預かり中かも？更に『犯罪事実』の具体的特定を、『違法性』を見つけて下さってるかも？とも思ったり。(そして記録にまだ残さないの？)



□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

何故なら証拠改めの中かもし？的予想な、日付け上ナンバーも無しですし。)

でもそんな疑問もどこかへ飛んで行く返戻内容でしたから、考え過ぎかな？とも思ったり。

しかし。『困難』。あら？

だって札幌地検さんと同じ『困難』を使われてますから。

うーむ...札幌地検さん考察の時に自分、意思表示だの云々を散々抜かしてましたが、考え過ぎの穿ち過ぎだったのかな。あー残念です。札幌地検さんも★？かな？

結論は、公印有りで職責有りますが、関心が全く無さそうな理由書内容から、言葉は悪いですが手短かに処理して終わらせたい、のお気持ちの表れなのかな...との印象です。(理由書をじっくり読み始めた当初は、公印有り地検さんは皆さんどちらも前置き対応をして下さってる勝手に思い込んでいましたけど...なんかそーでも無いのかな...。だとしたらとても...悲しいです。)

1今回もまた一件です。しかしオリジナル地検さん短文に対し、どんどん長文に成っています...でもやっぱり気持ちがあれこれ湧き出てしまうから...なんかごめんなさい。どうか宜しくお願い致します。(四季の移ろい)

□



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp  
49.98.148.46

余命さん、スタッフのみなさん、[スパムチェック待ち](#)  
こんにちは。

オリジナル理由書考察の続きです。...なんだかんだで結局、定型文と比較もありつつ。宜しくお願い致します。↓

★？新潟地検さん。

・No.14〈新潟県知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.77〈新潟県弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.120〈新潟県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発三件。

4/21付け理由書はまとめて一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・新潟地検さんも『貴殿において取りまとめられ、』の出だしから始まっています。東京地検さんの理由書はご存知の様です。

続いて、三件ある告発のNo.それぞれを明記なさっていますから、それぞれの告発状に目を通して頂いた様です。

そして『(各告発状No.明記)と題する各書面について、検討した結果、告発対象となる具体的な犯罪事実が特定されているとは認められません。』とあります。↓

1674 2017/6/9  
[アラカルト2](#)  
投稿を表示



2017年6月25  
日 3:37 PM

□

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べて、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書より)」

↓

告発状と題する三件の書面を、種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えた結果、具体的な『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)が特定されているとは認められません。

て事ですね。

(『検討』ですが、いつも参考にしている返戻理由書数件にもこの言葉がありますから、理由書で頻用されている文言だとしたら、深く掘り下げる程の意味は無いかなって思ったりもしていますが。でも。)

なんだか超あっさりした返戻理由です。あ、東京地検さん定型文後段の「告発事実が特定されているとは認められません。」の「告発事実」を『犯罪事実』に変えて、そのまま使われてますね。

続く後段は、各No.告発状の枚数とその内訳を確認なさった旨を述べ、『全て返戻します。』と締めくくっています。やっぱり各告発状に目を通してきてますね。でも後段は返戻理由に触れていません。だから返戻理由は前段の内容で全てですね。うーん、やっぱり超あっさりした印象です。

でも『(各No.告発状の枚数とその内訳)については、全て返戻します。』の箇所、『ついでに、』とあります。

もしや新潟地検さんも、各告発状は『全て返戻』なされたけど、証拠資料諸々はまだ返戻なされていない、とか?(だから日付け上ナンバー無し?とか?)

あ、あと前置きに「返戻書」とだけあります。こちらは...単に格好を付けた態の表題なだけかな?

それと申したのですが、(定型文の痕跡がちらちら見えるのもありつつ)オリジナル文の各地検さんは先程の札幌地検さん含め、メインの返戻理由を『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)に絞っておられる所ばかりですね。

東京地検さん定型文は「認められません。」でくくってはいませんが、具体的な犯罪事実(=5W1H(犯罪)行為)も含めた総合的?犯罪成立?な意味な「告発事実」が特定されていない、との受理(と起訴)まであと一歩的?な説明でした。

ですが、オリジナル各地検さんはざっと読んだ所、「告発事実」に至る為の初めの一歩的?基本要素の一つ的『犯罪事実』の具体的特定がなされていないとの、『犯罪事実』の不備を理由になさっている地検さんばかりです。

特に定型文をご存知できっと理解もなさっている各地検さんは、「不見当」だけでなく「告発事実」が特定されていない、も外した上で、基本要素の『犯罪事実』不備を返戻理由になさっています。

そう考えると、地検さんごとの意図やその意図による変化は大なり小なりある所はありながらも「不見当」定型文が使われた各地検さんよりも、とってとって

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

も消極的なご対応なんだな、って事がよく判りま  
す。

それでも札幌地検さんの場合は『困難』の言葉からそ  
の意思表示を(自分)は感じる事が出来ましたが、新潟  
地検さんの文には新潟地検さんなりの独自の言葉も文  
から見える何がしかのお心も特に感じ取れませんでした。

告発状と題する各書面を種々の面からよく調べ、良い  
か悪いかを考えてはくれた様ですが、なんか告発状の  
確認を頂いただけって感じです。『と題する各書面』  
(定型文踏襲か独自かは判りませんが)からも、よそ  
よそしい？他人事？な印象ですし。

ただ気に成るのは『(各No.告発状の枚数とその内訳)  
については、全て返戻します。』の『は、』ですね。  
各告発状以外の証拠資料諸々はまだ預かり中で、もし  
かしたら『検討』中orこれから『検討』、とか。(日  
付け上ナンバー無しもそれで、とか。)

結論は、法的効力有りで職責有りですが、以上の理由  
内容から見える消極的なご対応、この告発に際しての  
お考えやお心が理由書からいまいち見えない事から、  
この告発にはタッチをしない、関わらないとの結果を  
出された上での法的効力有りで職責有りなのかなって  
思いました。返戻理由に関する前段の説明が余りに短  
すぎるし。

あとは『ついては、』が思った通りなのか、考え過ぎ  
なだけなのか。それにより善し悪しの印象はまた変わ  
りますが。

1また一件ですみません。しかし短文ゆえか、一文字  
一文字に心が揺れまくりです。主観も益々入りまくり  
かも。でも引き続き出来次第投稿致します。ちまちな  
すみません。余命さん、スタッフさんみなさんみなさ  
ん、いつも今もこれからも、いつもずっと本当に日本  
人の為に、ありがとうございます。でもそれしか言え  
ないのが辛いです。(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.98.148.46

スパムチェック待ち

(余命さん、スタッフのみなさ  
ん、こんにちは。  
再投稿です。24日朝に札幌地検さん理由書考察を投稿  
しました者です。急いでいたとは云え、とんでもない  
代物を投稿しました...すみませんでした...ただでさえ  
超遅く成った上にあんな長々変なの。あ、そう云えば  
22日に西荻姉宅に行くんでウチを出る時、群馬弁護士  
会から調査開始通知書、来てました。時間無かったの  
で開封してませんが(持って来れば良かった...)、実家  
に戻り次第確認し、お箸(26日か27日にウチに届きま  
す)と一緒にコピーお送りしますね。他弁護士会から  
も来ているかもですし、あー早く見たいですー。しか  
し各弁護士会、対内的対外的共に好戦的？と捉えて良  
いのかな。自浄能力は無くても自浄努力は一部から出

1674 2017/6/9  
アラカルト2  
投稿を表示



2017年6月25  
日 5:29 AM

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

なくも無いのかな。それか自浄努力も潰され？つるんでくるのかな。楽しみですね。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

定型文各地検さんに続き、独自の内容で返戻頂きました各地検さんの文を考えてみました。

定型文との比較では無く、単純にオリジナル文自体の内容を読んでみただけです。(何の参考にもなら無さげ?)

理由書に関する「」は東京地検さん定型文、『』は各地検さんオリジナル文です。↓

☆?★?札幌地検さん。

・No.6〈北海道知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.31〈植村隆北星学園札幌市議会議員告発状〉。

No.74〈札幌弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.88〈北星学園スラップ訴訟の賛同者および呼びかけ人〉。

No.89〈北星学園スラップ訴訟告発人786名〉。

No.140〈北海道知事生活保護費支給問題〉。

以上告発六件。

4/24付け理由書はまとめて一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・六件もある告発への理由書にしてははずいぶんとあっさりした内容です。(それ云ったらオリジナル理由書の各地検さんの殆どがそうですが。)

しかし札幌地検さんの冒頭、『貴会において取りまとめられ、郵送又は持参いただいた「告発状」と題する書面』とありますから、東京地検さんの「貴殿において取りまとめられ、お送りいただいた35,043通の「告発状」と題する書面」から始まる定型文をベースに作成なされたのが判ります。

いつも比較の参考にしている、ネットで見つけた一般刑事事件の返戻理由書には無い出だしですし。

でもベースになされた片鱗?が冒頭の箇所で見える程度で、定型文冒頭にあった告発状の内訳含め、内容の踏襲はほぼ無いですし、独自文と思います。

続いて『「告発状」と題する書面のうち、当庁検事正宛となっているものについて検討いたしました。』と、『検討』なさっています。

また引用です。↓

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べて、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書より)」

↓

だから『「告発状」と題する書面』を種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えて下さっています。

・続いて『「告発状」に記載された内容からは犯罪事実を具体的に特定することが困難ですので、全て返戻いたします。』とあります。↓

「困難とは→1 物事をするのが非常にむずかしいこと。また、そのさま。難儀。

2 苦しみ悩むこと。苦勞すること。(goo国語辞書よ

り)』

↓

つまり『「告発状」に記載された内容からは』『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の具体的特定が非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み、苦勞したために『全て返戻』なされた、と云う事ですね。

因みにいつも参考になっている一般刑事事件各理由書には『困難』の文言は一つもありませんでした。

だから『困難』は札幌地検さん独自の言葉の選択で、今回の告発に際しての札幌地検さんの意思表示かも、と思いました。

それを踏まえた上で読むと→『犯罪事実を具体的に特定することが困難(物事をするのが非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み、苦勞する)ですので、』→被告発人の5W1H(犯罪)行為の具体的特定に対し、苦悩と云いますか、だいぶん悩み、難しいとの判断をなされたように思えました。

そしてその『困難』的だいぶん悩み、難しいとの判断は、今回の告発が告発なだけに、5W1H(犯罪)行為の当事者である被告発人側に関係あるのでは?と思いました。

(東京地検さん初回理由書の「表現の自由」を思い出しました。でも超穿ち過ぎor超自分の勝手な思い込みかな?)

それから『「告発状」に記載された内容から』『は』とありますが、『「告発状」と題する書面』以外の『検討』はなされたのかな?つまり告発状記載内容以外の証拠資料諸々も検討なされたのかな?と疑問に感じました。

そこで思ったのは『告発状の返戻について』の前置き。

だからもしかしたら札幌地検さん、『「告発状」と題する書面』は『検討』し『困難』と判断なさり、『全て返戻』なされたけど、他証拠資料諸々はまだ検討しておらずor検討中で、まだ返戻なさっていないのかも?って。

(日付け上ナンバーが無いのはその為?とか?)

だから札幌地検さんが理由書前段で仰りたい事は、『「告発状」と題する書面』は『検討』的種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えた結果、被告発人の5W1H(犯罪)行為の具体的特定にだいぶん悩み、難しいとの判断で『全て返戻』なされたけれども、『「告発状」と題する書面』以外の証拠資料諸々はまだ検討しておらずor検討が終わっておらず、まだ返戻なさっていないのかも?って事かなと思いました。

そしてそれは5W1H(犯罪)行為の当事者である被告発人にもしや関係あるのでは?と穿ち過ぎなのは承知&勝手ながら思いました。

と、前段をこねくり回して考えた理由書、最後の末尾は『また、前記「告発状」と題する書面の中に、宛先が当庁検事正宛となっていないものが含まれていましたので、こちらも全て返戻いたします。』とありま


す。  
 自分的に超印象が悪かった青森地検さんは、混在していた他庁宛告発状についても検討して下さいましたから、その青森地検さんよりも更にご対応が少ない？特に何もして下さいませんか？考えて下さいませんか？って感じました。  
 (それでも『いなか行爲』の青森地検さんの印象は変わりませんが...すみません。)  
 (しかしこれは流石に細か過ぎかもですね。今までの理由書考察で自分が深く掘り下げなかつただけで、多分他の地検さん方でも同じご対応はあったかもですし。)

それと東京地検さん定型文をご存知ながら使用はせず(だからきつと意図も理解なさってる)、でも『「告発状」と題する書面』のよそよそしい？他人事？な文言はそのまま使用なさっているのは、最後まで読んでうーん...って思いましたね。

で、結論ですが前段を読むと、『困難』的悩まれた的決して投げ遣りでは無い、もしかしたら親身なご対応、色々と考えて下さっているご対応が(自分的には)感じられました。  
 ただ末尾の文はちょっと冷たい？ご対応だなとも思いました。  
 それに「不見当」定型文を(きつと意図含め)理解なさった上でのあっさり簡素な短文な内容と、『「告発状」と題する書面』のよそよそしい？他人事？な文言はそのまま文中で使われているのも気に成りました。(更に細かい事を言うと本文では『「告発状」』に鉤括弧を付けて下さってますから良かったなーと思いつつ、でもそこは鉤括弧付き定型文の単なる踏襲の延長かも？と思いつつ。前置きの『告発状』には鉤括弧、無いですし。...自分が細か過ぎなだけ？しかも短文が気に成る、とか云いでしたらオリジナル文の各地検さん殆どがそうですけど。)

ただ法的効力有りで職責有りですから、前段解釈のご対応が札幌地検さんの本当のお心、と思いたいですね。  
 更に日付け上のナンバーが無いのを考えると...やはり証拠資料諸々改め中の可能性も？判りませんが。でも最後文や全文が短文他マイナス要素を考えると、やっぱり白黒判断は付けられませんね。なんかすみません。

↑一件ですみません。しかも本文六行に対しやたら長い。でもどうか宜しくお願い致します。引き続き出来次第、投稿致します。(四季の移ろい)

□  **四季の移ろい**  
 0 が承認  
[earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo](mailto:earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo)

(余命さん、スタッフのみなさま スпамチェック待ち  
 さん、こんにちは。  
 今もう時間無いからまた後で頭の中整理します。あと  
 どんどん次の地検さんにも早く進みます。とりあえず

**1674 2017/6/9**  
**アラカルト 2**  
 投稿を表示

2017年6月24  
 日 9:34 AM





一回見て頂きたくて。なんかまた明後日暴走系になつてるぼくて～また一件で錯乱～本当にすみません～泣～また煮詰まって来た～やばいです～)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

定型文各地検さんに続き、独自の内容で返戻頂きました各地検さんの文を考えてみました。

定型文との比較では無く、単純にオリジナル文自体の内容を読んでみただけです。(何の参考にもなら無さげ?)

理由書に関する「」は東京地検さん定型文、『』は各地検さんオリジナル文です。↓

☆?★?札幌地検さん。

・No.6〈北海道知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。  
No.31〈植村隆北星学園札幌市議会議員告発状〉。  
No.74〈札幌弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。  
No.88〈北星学園スラップ訴訟の賛同者および呼びかけ人〉。

No.89〈北星学園スラップ訴訟告発人786名〉。

No.140〈北海道知事生活保護費支給問題〉。

以上告発六件。

4/24付け理由書はまとめて一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・六件もある告発への理由書にしてはずいぶんとあっさりした内容です。(尤もオリジナル理由書の各地検さんの殆どがそうかもですが。)

しかし札幌地検さんの冒頭、

『貴会において取りまとめられ、郵送又は持参いただいた「告発状」と題する書面』

とありますから、

東京地検さんの

「貴殿において取りまとめられ、お送りいただいた35,043通の「告発状」と題する書面」

から始まる定型文をベースに作成なさったのが判ります。

いつも比較の参考になっているネットで見つけた一般刑事事件の返戻理由書の出だしは、

「貴殿から提出された」

「貴殿から提出のありました」

「貴殿から提出を受けました」

「貴殿から当庁あてに送付された」

「貴殿から送付のあった」

「貴殿から送付された」

「貴殿から送付のありました」

でしたし。

でもベースになさった片鱗?が冒頭の箇所です垣間見える程度で、定型文冒頭にあった告発状の内訳含め、内容の踏襲はほぼ無いですし、基本独自文と思います。

続いて『当庁検事正宛となっているものについて検討いたしました。』と、『検討』なさっています。

また引用です。↓

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べ

て、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書より)」

↓

だから『「告発状」と題する書面』を種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えて下さっています。(尤もいつも参考にしてている返戻理由書数件にもこの言葉がありますから、理由書で頻用されている文言だとしたら、深く掘り下げる程の意味は無いかなって思ったりもしましたが。でも。)

続いて、『「告発状」に記載された内容からは犯罪事実を具体的に特定することが困難ですので、全て返戻いたします。』とあります。↓

「困難とは→1 物事をするのが非常にむずかしいこと。また、そのさま。難儀。

2 苦しみ悩むこと。苦勞すること。(goo国語辞書より)」

↓

つまり『「告発状」に記載された内容からは』『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の具体的特定が非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み苦勞したために『全て返戻』なされた、と云う事ですね。

でも余命さん側で争いようの無い『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)をご用意なさってますから、非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み苦勞する程の事？と単純に思いました。

そして『「告発状」に記載された内容から』『は』とありますが、告発状記載内容以外の証拠資料諸々も『検討』なされたのかな？

もしかしてそちらは『検討』なさらなかったから『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)を具体的に特定するのが非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み苦勞なされたのでは？

もしくは『告発状の返戻について』と前置きがありましたし、同じく『「告発状」に記載された内容からは』から、もしかしたら札幌地検さんも『「告発状」と題する書面』は『全て返戻』なされたけど、ほか証拠資料諸々はまだ返戻なさっていないって事かも？(だから日付け上ナンバーが無い、とか？)

あ、いつも参考にしてている一般刑事事件各理由書には『困難』の文言は一つもありませんでした。

だからこれは完全に札幌地検さん独自の言葉であり、今回の告発に際しての札幌地検さんの意思表示かも、と思いました。

でもどちらだろう。

資料諸々は『検討』なさらずな上で何もかも『全て返戻』なされたのか。

または『「告発状」と題する書面』は『全て返戻』なされたのか。

判りません。

そして最後は『また、前記「告発状」と題する書面の中に、宛先が当庁検事正宛となっていないものが含まれていましたので、こちらも全て返戻いたします。』

とあります。

自分的に超印象が悪かった青森地検さんは、混在していた他庁宛告発状についても検討して下さいましたから、その青森地検さんよりも更にご対応が少ない？特に何もして下さらなかった？考えて下さらなかった？(それでも『いなか行爲』の青森地検さんの印象は変わりませんが...すみません)って感じました。(と云いつつこれは流石に細か過ぎな気も...。自分が深く掘り下げなっただけで、多分今まで読んできた他の地検さん方でも同じご対応はあったかもですし。)

それと東京地検さん定型文をご存知ながら使用はせず(だからきっと意図も理解なさってる)、でも『「告発状」と題する書面』のよそよそしい？他人事？な文言はそのまま使用なさっているのは、最後まで読んでちょっとうーん...って思いました。

結論ですが(内容の繰り返しですみませんが→)、

『「告発状」と題する書面』を種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えて下さっているとは云え、余命さん側が争いようの無い『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行爲)を用意なさったにも関わらず、その具体的特定が非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み苦勞なされたと仰っている事。

しかも『「告発状」に記載された内容からは』の文言から、もしかしたら全ての資料をご覧になった訳ではないかも、なのに非常に難しく、難儀をし、苦しみ悩み苦勞なされたと仰っている事。

でも一方で前置きの『告発状の返戻について』や同じく『「告発状」に記載された内容からは』から、実はまだ証拠資料諸々は返戻なさらずお持ちで、もしかしたら『検討』中の可能性もある事。

(だからこの判断で善し悪しが別れます。)

「不見当」定型文を(きっと意図含め)ご存知な上でのあっさり簡素な内容、しかも『「告発状」と題する書面』のよそよそしい？他人事？な文言はそのまま文中で使われている事。

(細かい事を言うと本文の方では『「告発状」』に鉤括弧を付けて下さってはいますからそこは良かったなーと思いつつ、でも鉤括弧付き定型文の単なる踏襲の延長かもと思いつつ。あ、前置きの『告発状』には鉤括弧、無いです。)

結論前半からは、この告発を扱う事を面倒に思われていそうな面と、逆に証拠資料諸々はまだお手元にお持ちで、もしかしたら改め中で実はやる気有りな可能性も。

でも後半からはやる気無さそう、と印象を受けました。アバウトでごめんなさいですが。

(短文から察するにやる気無さげ、とか云いでしたらオリジナル文の各地検さん殆どが該当しそうですけど。)

何故法的効力有りで職責有りなのを考えると、しかも日付け上のナンバーが無いのを考えると...証拠資料諸々改め中の可能性の方が高そうだけど。でも短文だし、「不見当」定型文を殆ど無視？なさったのに

『「告発状」と題する書面』のちょっと微妙？な文言

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 488 448 745">  <p><b>四季の移ろい</b> 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.46</p> </div>	<p>コメント</p> <p>は使われている。 プラスマイナス要素のどちらも感じるから...どちらとも言えないかな... ちょっと判りませんのでもう少し考えます。</p> <p>↑一件ですみません。しかも本文六行に対しやたら長い。でも宜しくお願い致します。引き続き出来ましたら投稿致します。(四季の移ろい)</p> <p>(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは泣。 再投稿です.....。後段トコの(=『犯罪事実』)とか(=犯罪成立)の数箇所きちんと鉤括弧付けて説明に区切りを入れました。ただでさえごっちゃらした文章、鉤括弧無いと言葉が文が平坦に繋がって意味不なカンジだしなんか締まらないぽかったから...。あと最後締め末尾から「全て」が消えているの、よく判らないとなあなあにしましたがやっぱ気に成り、直しました。書いてる自分もはや判っているんだか判っていないんだか判りませんが。あと最後の方、ちまちま細かく足したり直したり。 しかし今度こそ大阪地検さんは(99.99999(以下略)%多分)終わりと思います...。しかしまた同じ話題?ばかりのストーリー投稿ですね...チェックなされるスタッフさん...ホントごめんなさい...人としても終わりました☆\(^o^)/☆)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。 定型文理由書比較、最後の大阪地検さんです。宜しくお願い致します。↓</p> <p>☆大阪地検さん。 ・No.23〈大阪府知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。 No.44〈飯島健太郎判事告発状〉。 No.63〈ヘイトスピーチ〉。 No.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。 No.91〈異常裁判官11名〉。 No.92〈Mリンチ事件関係者告発状〉。 No.126〈大阪府知事生活保護費支給問題〉。 以上告発七件。 5/8付け理由書もそれぞれの告発に対して一枚ずつ、計七枚。 ・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。でも日付け上のナンバーは有り。</p> <p>そして他の地検さんの日付け上のナンバーは全て、各地検さん名ご担当部署名を略したナンバー(たとえば盛岡地検さんは『盛地検刑第 68 号』、さいたま地検さんは『さい地特刑訴第450号』)でしたが、大阪地検さんは『日記(特事)第127号』(一枚目。以降ナンバーは順番に明記)とありますね。 公印他押印無しと関係あるのかな?と思いましたが、同じ公印無しだけどナンバー有りの奈良地検さん、和歌山地検さん、熊本地検さんはやはり各地検さん名ご</p>	<p>1674 2017/6/9 <b>アラカルト 2</b> 投稿を表示</p> <p>0 34</p>	<p>2017年6月23日 10:29 PM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

担当部署名を略したナンバーですし。なんだろう？でも『(特事)』(特別な事件？の略とか？)とあるし、何やら特別扱い？なのかな？『日記』とはなんだろう？

と思い検索した所、唯一答えが得られそうなサイトは有料でした。お金ケチって見るの辞めました(泣)。すみません(泣)。

しかし大阪地検さん、定型文をばらして？噛み砕いて？独自に書かれてますねー。(仙台地検さんを思い出しました。)

で、最初はちまちま一言一句を比較したのですが、余りに長く細かく(&脳容量容積超えに)成り思考停止しましたので、比較による変化から見える認識よりも、大阪地検さんの文章を単独で読む方を重視しました。すみません。

あ、あとそれぞれの告発No.を明記頂いた理由書七枚の文章ですが、日付け上ナンバーが『日記(特事)第133号』でNo.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉への理由書だけ、冒頭と最後の『お送りいただいた』が『お持ちいただいた』になっています。こちらだけ直接届け出なさった事ですね。あとは全て同じ文章でした。以下考察(と呼べる代物では無い)です。↓

- ・冒頭の告発状内訳は、「貴殿」が「貴会』になっています。(最後の締め「貴殿」箇所も。)

告発状の日付けはスルーです。  
あとは東京地検さんと同じ内容ですね。

前段ですが、定型文後段の5W1H(犯罪)行為「各被告発人らが、それぞれ、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなど」という具体的な記載が見当である上、」を『被告発人が、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどと具体的に』と単数形に直し「不見当」を消した上で、前段の『告訴・告発』(『とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるもの』=犯罪成立)に必要な『犯罪事実』の説明へ入れ込んでいます。

5W1H(犯罪)行為が「不見当」、を定型文後段から消している事ですね。

あ、あと大阪地検さんへの告発は被告発人が一名と複数名がありますが、理由書七枚全て『被告発人が、いつ、』に統一されています。それぞれの告発案件に合わせては書いていないです。でも通じますけどね。(被告発人が一名なのに複数形のまま、とは違うし。)

そして後段ですが、『お送りいただいた書面からは、記載されている外患誘致罪等の罪について、いかなる事実がその罪に該当するのかが不明であり、告発事実が特定されているとは言い難いところです。』とあります。定型文後段後半の原型をだいぶん崩して？います。

しかも外患罪の内訳が『外患誘致罪等の罪について、』と『等』で省略されています。なんでかな？と考えたのですが、これはさっぱり判りませんでした。

あと定型文後段末尾の「告発事実が特定されているとは認められません。」が、『告発事実が特定されているとは言い難いところです。』に変わっていますね。  
「認められません。」→『言い難いところです。』。  
「言い難いとは→うまく言うことができない。言いにくい。(コトバンクより)」(引用辞書が毎度ばらばらですみません。)  
定型文の完全否定?から、遠慮がち?躊躇いがち?口籠り?な文言になっています。

で、後段は、(前段で説明した『告訴・告発』(=犯罪成立)に必要な『犯罪事実』である)告発状記載の5W1H(犯罪)行為が、『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当たるのかが今回不明だった為、『告発事実』として具体的に特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と読みました。

東京地検さん定型文後段の返戻理由は、具体的な5W1H(犯罪)行為の有無が見当たらない的「不見当」だったから、外患罪内訳のどの罪に当たるかも判りません、との5W1H(犯罪)行為自体が不明?なせいで外患罪振り分けも特定出来なかった、と読みました。(東京地検さんの返戻理由、当初は外患罪の振り分けが難しい、の方がメインの返戻理由とと思っていましたが、今は具体的が付いていた5W1H(犯罪)行為の方がメインの返戻理由だったと思う様に成りました。やっぱり被告側人に何がしかの問題があるって事なんかな?と。でも初回理由書の「表現の自由」が消えていたから、それ以外の理由ですね。しかし被告側人が原因的理由は探せばたくさんありそう。なんか特定出来なさげ?)

一方大阪地検さん、後段の返戻理由は『外患誘致罪等の罪』の振り分け説明に重きを置いています。  
告発状記載の5W1H(犯罪)行為(=『犯罪事実』)は『犯罪事実』としてお認めにはなっている、けどその『犯罪事実』を『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当てはめれば良いか判断出来なかった、つまり罪を量る事が出来なかった、だから犯罪が成立しなかった、だから『告発事実』(『告訴・告発』(=犯罪成立)に必要な『犯罪事実』に、『外患誘致罪等の罪』を当てはめて犯罪を成立させた事実)が特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と語尾を遠慮がち?躊躇いがち?口籠り?的『言い難い』になさったのかな?と。ちょっと強引かな?だからちょっと(かなりだいぶ)相当大いに自信無いです。難しかったです。(書いててこんがらがりました。)

続いて最後の締めは『したがって、告発対象とされる犯罪事実について御検討いただきたく、そのために、お送りいただいた書面については、差出人である貴会に対し、返戻いたします。』とあります。

『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の『御検討』を被告側へ提案?なさっていますね。

また引用します。↓

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べて、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書よ



り)』

大阪地検さん側で外患罪のどの罪に当てはめれば良いか判らなかった『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)を、告発人側で種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えて下さい、って。

それってつまり『犯罪事実』を外患罪のどの罪に当てはめたら良いか悪いかを種々の面からよく調べて告発人側で考えて下さい、って事かな?と思いました。

でもなんで?それって検察官さんのお仕事では?と思いました。(だから余計に後段の語尾が遠慮がち?躊躇いがち?口籠り?的『言い難い』だったのかな?言いづらいつてお気持ちの表れ?)

あと末尾の『お送りいただいた書面については、差出人である貴会に対し、返戻いたします。』ですが、定型文の末尾には「全て返戻いたします。」とありましたが、「全て」が消えています。

『書面』を「全て」返して無いつて事かな?一部の『書面』はまだお持ちして事かな?(だから冒頭で告発状日付けもスルーしたのかな?これは関係無い?考え過ぎ?)

と思った所、そう云えば独自の前置き(と云うか主題)の『書面等の返戻について』に、『書面等』とありますね。(『等』=書面以外の証拠諸々、かな?)

で、前置き(てか主題)と締め末尾の『書面』『返戻』を照らし合わせて読むと。

『お送りいただいた書面について』『は、』(もしかしたらお送りいただいた書面も「全て」『返戻』してないかもだけど)『返戻』したけど、(前置きにある『書面等』の『等』について締め末尾では触れていないから)『等』(=書面以外の証拠諸々?)はまだ『返戻』してないって事かな?と。「全て」を消したのはそう云う事かな?って。

...流石に考え過ぎかな?

(でも余命さん側はこの事すでにご存知ですもんね。

これ当たってます?こねくり回して明後日に考え過ぎなだけ?)

あ、あと七枚全て右上に『1/3』とありますね。

大阪地検さんも返戻理由書各一枚プラス何かをお伝える書類のページ数、なのでしょうか。

て事はやっぱり通り一遍なご対応では無いつて事かな?

(そー云えば話は変わりますが、同じく書類ページ数らしき『1/7』があったさいたま地検さん、その

『1/7』の横に黒棒?が。あれなんだろう?余命さんの方で何かをお隠しになったのかな?超今頃気付いといて何ですが、なんか気に成る。...すみません。)

とりあえず一通り思ったのは、東京地検さん定型文の「不見当」理由を理解なさった上で、「不見当」は大阪地検さんにとって返戻理由にならないから消した、何故なら5W1H犯罪行為的犯罪事実を外患罪のどの罪に当てはめれば良いのか判断出来なかったから、だからその判断、外患罪内訳の振り分け判断は告発人側で考えて下さい、が返戻理由だから。と云う事でした。

だから法的効力無しで職責無しな公印が無かったのかな？

一方で日付け上ナンバーがあるのは、5W1H犯罪行為的犯罪事実はあったしその証拠も確認なされたから記録には残したかった、とか？

...とぐだぐだ長文を書いといて何ですが、細かい所は脳がオーバーヒートしましたしそもそもあちこち間違えてるかもですし、もうさっぱり判りません。

でもこの理由がまあまあ当たっていたとして、何故そんな理由に成ったのかな？

受理して起訴して裁判に持ち込んだとしても今はまだ勝てない、と見たって事とか？実は裁判官さんの問題が有る、とか？だから外患罪振り分けが判断出来ない、つまり罪を量れない、って書いたのかな？と。

検察官さんの求刑を『御検討』なさり、外患罪を振り分ける、罪を量る、量刑を決める、刑罰の程度を決めるのは裁判官さんですもんね。

大阪地検さんへの告発、裁判官さんが被告発人の告発もありますし。だから尚更余計に、裁判官さんの問題が問題かも？と思いました。

最後にアバウトな感想と結論で申し訳ありませんが、少なくとも大阪地検さんは定型文を独自に、色々示唆なさるような独自の内容に直されていますから、この告発にとてもお心を砕いて下さっているんだなっと思って思いました。

(あくまで自分解釈ですが)『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)を『外患誘致罪等の罪』へ『該当』させる『御検討』を告発人側へ『言い難い』ながらも提案なさっているとは云え、それも大阪地検さんの、もしかしたら裁判官さんの問題が問題？な意思表示だと思うと、この告発に際しどこが駄目で起訴に持ち込めないか問題提起なさっている事でもあるのかな？って思いましたし。

自分的に悪い印象は無かったです、と云うか良い印象でした。

(しかし大阪地検さんの十二行、自分には難し過ぎました。)

↑定型文ご使用の各地検さん考察は以上です。説明がくどくてすみません。

次はオリジナルの各地検さんを少しでも早く読みたいと思います。出来次第投稿致します。今までもこれからもお手数おかけ致します。いつもありがとうございます。(四季の移ろい)

 **四季の移ろい**  
0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp  
49.98.148.46

spamチェック待ち

(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

再投稿です、すみません...。導き出した過程に脈絡が無いのは導き出した事には成らないので、最後の締め『御検討』箇所を直しました。大阪地検さんの前の投稿二つ、お手数をおかけ致しますが破棄頂けると助かります。もう大阪地検さん投稿はこれで(99%多分)

1674 2017/6/9  
**アラカルト2**  
投稿を表示

2017年6月23日 4:37 AM

0 34

終わりです。いつもこんなばっかで申し訳ございません。あ、あと甘酒も熱中症予防にとても良いです。暑さや湿気他で失われる栄養分が甘酒には超満載な上、スポーツ系飲料には無いビタミン他様々な栄養素他諸々効果が超たんまり♪です。飲む点滴って言われてます。自分もたま～にちまちま飲んでます♪)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

定型文理由書比較、最後の大阪地検さんです。宜しくお願ひ致します。↓

☆大阪地検さん。

・No.23〈大阪府知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.44〈飯島健太郎判事告発状〉。

No.63〈ヘイトスピーチ〉。

No.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.91〈異常裁判官11名〉。

No.92〈Mリンチ事件関係者告発状〉。

No.126〈大阪府知事生活保護費支給問題〉。

以上告発七件。

5/8付け理由書もそれぞれの告発に対して一枚ずつ、計七枚。

・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。でも日付け上のナンバーは有り。

そして他の地検さんの日付け上のナンバーは全て、各地検さん名ご担当部署名を略したナンバー(たとえば盛岡地検さんは『盛地検刑第68号』、さいたま地検さんは『さい地特刑訴第450号』)でしたが、大阪地検さんは『日記(特事)第127号』(一枚目。以降ナンバーは順番に明記)とありますね。

公印他押印無しと関係あるのかな?と思いましたが、同じ公印無しだけどナンバー有りの奈良地検さん、和歌山地検さん、熊本地検さんはやはり各地検さん名ご担当部署名を略したナンバーですし。なんだろう?でも『(特事)』(特別な事件?の略とか?)とあるし、何やら特別扱い?なのかな?『日記』とはなんだろう?

と思い検索した所、唯一答えが得られそうなサイトは有料でした。お金ケチって見るの辞めました(泣)。すみません(泣)。

しかし大阪地検さん、定型文をばらして?噛み砕いて?独自に書かれてますねー。

で、最初はちまちま一言一句を比較したのですが、余りに長く細かく(&脳容量容積超えに)成り思考停止しましたので、比較による変化から見える認識よりも、大阪地検さんの文章を単独で読む方を重視しました。すみません。

あ、あとそれぞれの告発No.を明記頂いた理由書七枚の文章ですが、日付け上ナンバーが『日記(特事)第133号』でNo.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉への理由書だけ、冒頭と最後の『お送りいただいた』が『お持ちいただいた』になっています。こちらだけ直接届け出なさった事ですね。

あとは全て同じ文章でした。  
以下考察(と呼べる代物では無い)です。↓

・冒頭の告発状内訳は、「貴殿」が「貴会』になっています。(最後の締め「貴殿」箇所も。)告発状の日付けはスルーです。あとは東京地検さんと同じ内容ですね。

前段ですが、定型文後段の5W1H(犯罪)行為「各被告発人らが、それぞれ、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなど」という具体的な記載が見当である上、」を『被告発人が、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどと具体的に』と単数形に直し「不見当」を消した上で、前段の『告訴・告発』(『とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるもの』=犯罪成立)に必要な『犯罪事実』の説明へ入れ込んでいます。

5W1H(犯罪)行為が「不見当」、を定型文後段から消している事ですね。

あ、あと大阪地検さんへの告発は被告発人が一名と複数名がありますが、理由書七枚全て『被告発人が、いつ、』に統一されています。それぞれの告発案件に合わせては書いていないです。でも通じますけどね。(被告発人が一名なのに複数形のまま、とは違うし。)

そして後段ですが、『お送りいただいた書面からは、記載されている外患誘致罪等の罪について、いかなる事実がその罪に該当するのかが不明であり、告発事実が特定されているとは言い難いところです。』とあります。定型文後段後半の原型をだいぶん崩して？います。

しかも外患罪の内訳が『外患誘致罪等の罪について、』と『等』で省略されています。なんでかな？と考えたのですが、これはさっぱり判りませんでした。あと定型文後段末尾の「告発事実が特定されているとは認められません。」が、『告発事実が特定されているとは言い難いところです。』に変わっていますね。「認められません。」→『言い難いところです。』。「言い難いとは→うまく言うことができない。言いにくい。(コトバンクより)」(引用辞書が毎度ばらばらですみません。)

定型文の完全否定？から、遠慮がち？躊躇いがち？口籠り？な文言になっています。

で、後段は、(前段で説明した『告訴・告発』=犯罪成立に必要な『犯罪事実』である)告発状記載の5W1H(犯罪)行為が、『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当たるのかが今回不明だった為、『告発事実』として具体的に特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と読みました。

東京地検さん定型文後段の返戻理由は、具体的な5W1H(犯罪)行為の有無が見当たらない「不見当」だったから、外患罪内訳のどの罪に当たるかも判りませんが、との5W1H(犯罪)行為自体が不明？なせいで外患罪振り分けも特定出来なかった、と読みました。(東京地検さんの返戻理由、当初は外患罪の振り分け

が難しい、の方がメインの返戻理由とって思っていました  
が、今は具体的が付いていた5W1H(犯罪)行為の方が  
メインの返戻理由だったと思う様に成りました。やっ  
ぱ被告側側に何がしかの問題があるって事なんかな？  
と。でも初回理由書の「表現の自由」が消えていたから、  
それ以外の理由ですね。しかし被告側側が原因的理由は  
探せばたくさんありそう。なんか特定出来なさげ？)

一方大阪地検さん、後段の返戻理由は『外患誘致罪等の  
罪』の振り分け説明に重きを置いています。  
告発状記載の5W1H(犯罪)行為 = 『犯罪事実』は『犯  
罪事実』としてお認めにはなっている、けどその『犯  
罪事実』を『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当てはめ  
れば良いか判断出来なかった、つまり罪を量る事が出  
来なかった、だから犯罪が成立しなかった、だから  
『告発事実』(『告訴・告発』 = 犯罪成立に必要な  
『犯罪事実』に、『外患誘致罪等の罪』を当てはめて  
犯罪を成立させた事実)が特定されているとはうまく  
言えないし言いにくい、と語尾を遠慮がち？躊躇いが  
ち？口籠り？的『言い難い』になさったのかな？と。  
ちょっと強引かな？だからちょっと(かなりだいぶん  
相当大いに)自信無いです。難しかったです。(書いて  
てこんがらがりました。)

続いて最後の締めは『したがって、告発対象とされる  
犯罪事実について御検討いただきたく、そのために、  
お送りいただいた書面については、差出人である貴会  
に対し、返戻いたします。』とあります。

『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の『御検討』を告発  
人側へ提案？なさっていますね。

また引用します。↓

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べ  
て、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書よ  
り)」

大阪地検さん側で外患罪のどの罪に当てはめれば良い  
か判らなかつた『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)を、  
告発人側で種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考  
えて下さい、って。

それってつまり『犯罪事実』を外患罪のどの罪に当て  
はめたら良いか悪いかを種々の面からよく調べて告発  
人側で考えて下さい、って事かな？と思いました。

でもなんで？それって検察官さんのお仕事では？と思  
いました。(だから余計に後段の語尾が遠慮がち？躊  
躇いがち？口籠り？的『言い難い』だったのかな？言  
いづらいつてお気持ちの表れ？)

あと定型文末尾には「全て返戻いたします。」とあり  
ましたが、『全て』が消えています。『全て』返して  
無いって事？だから冒頭で告発状日付けもスルーした  
のかな？考え過ぎ？

それから独自の前置きで『書面等の返戻について』と  
ありますね。『書面等』って事は書面以外の証拠諸々  
も返したって事？そしたら『全て』が消えてるのと矛  
盾してるけども。それも単に考え過ぎなだけ？

あ、あと七枚全て右上に『1/3』とありますね。  
大阪地検さんも返戻理由書各一枚プラス何かをお伝える書類のページ数、なのでしょうか。  
て事は通り一遍なご対応では無いって事？  
.....もう何がなんだか益々さっぱり判りません。書いてて訳判らなく成りました。  
(そー云えば話は変わりますが、同じく書類ページ数らしき『1/7』があったさいたま地検さん、その『1/7』の横に黒棒？が。あれなんだろう？余命さんの方で何かをお隠しになったのかな？超今頃気付いといて何ですが、なんか気に成る。...すみません。)

とりあえず一通り思ったのは、東京地検さん定型文の「不見当」理由をご理解なさった上で、「不見当」は大阪地検さんにとって返戻理由にならないから消した、何故なら5W1H犯罪行為的犯罪事実を外患罪のどの罪に当てはめれば良いのか判断出来なかったから、だからその判断、外患罪内訳の振り分け判断は告発人側で考えて下さい、が返戻理由だから。と云う事でした。

だから法的効力無しで職責無しな公印が無かったのかな？

一方で日付け上ナンバーがあるのは、5W1H犯罪行為的犯罪事実があったしその証拠も確認なさったから記録には残したかった、とか？

...とぐだぐだ長文を書いといて何ですが、細かい所は脳がオーバーヒートしたのもうさっぱり判りませんでした。

でもこの理由がまあまあ当たっていたとして、何故そんな理由に成ったのかな？

受理して起訴して裁判に持ち込んだとしても今はまだ勝てない、と見たって事とか？実は裁判官さんの問題が有る、とか？だから外患罪振り分けが判断出来ない、つまり罪を量れない、って書いたのかな？と。

検察官さんの求刑を『御検討』なさり、外患罪を振り分ける、罪を量る、量刑を決める、刑罰の程度を決めるのは裁判官さんですもんね。

大阪地検さんへの告発、裁判官さんが被告発人の告発もありますし。だから尚更余計に、裁判官さんの問題が問題かも？と思いました。

最後にアバウトな感想と結論で申し訳ありませんが、少なくとも大阪地検さんは定型文を独自に、色々示唆なさるような独自の内容に直されていますから、この告発にお心を砕いて下さっているんだなってとも思いました。

『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)  
を『外患誘致罪等の罪』へ当てはめる『御検討』を告発人側へ『言い難い』ながらも提案なさっているとは云え、それも大阪地検さんの、もしかしたら裁判官さんの問題が問題？な意思表示だと思うと、この告発に際しどこが駄目で起訴に持ち込めないか問題提起なさっている事でもあるのかな？って思いましたし。  
自分的に悪い印象は無かったです、と云うか良い印象でした。



作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <p>四季の移ろい 0 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.148.46</p>	<p>コメント</p> <p>(しかし大阪地検さんの十二行、自分には難し過ぎました。)</p> <p>1定型文ご使用の各地検さん考察は以上です。説明がくどくてすみません。</p> <p>次はオリジナルの各地検さんを読みたいと思います。出来次第投稿致します。お手数おかけ致します。いつもありがとうございます。(四季の移ろい)</p> <p>spamチェック待ち</p> <p>(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>ま————たご迷惑も省みず再投稿です。うざくてごめんなさい泣。</p> <p>「以下考察(と呼べる代物では無い)です。↓」以降を直しました。</p> <p>前段の『告訴・告発』の説明云々箇所、後段の『告発事実』に関する箇所を少し書き足したり直したり、最後の方「裁判官さんの問題云々」にも少し書き足したり、他あちこち鉤括弧直しやら微妙に文言足したり直したり。考察に関する言葉や説明をもちっとハッキリ?クッキリ?させたいなって。意味無いかもですが。</p> <p>しかし朝方投稿で「明日の夜からオリジナル地検さん云々」と書きましたがま————た間違えました、「今日の夜から」考えます、もう大阪地検さんのたった十二行だけでもう頭と心がいっぱいいっぱい、もう脳の隙間が無いの泣。あ、あと日本再生大和会さん事務ご担当さん宛今回はふんばつして素敵なお嬢さん方用のお箸七膳ぶらすナイスな男性方用のお箸更にぶらす三膳、取り寄せ中です☆でも来月のお茶、少ししかor全然お送り出来ないかもです泣ごめんなさいかもです泣。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>定型文理由書比較、最後の大阪地検さんです。宜しくお願ひ致します。↓</p> <p>☆大阪地検さん。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.23〈大阪府知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。</li> <li>No.44〈飯島健太郎判事告発状〉。</li> <li>No.63〈ヘイトスピーチ〉。</li> <li>No.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。</li> <li>No.91〈異常裁判官11名〉。</li> <li>No.92〈Mリンチ事件関係者告発状〉。</li> <li>No.126〈大阪府知事生活保護費支給問題〉。</li> </ul> <p>以上告発七件。</p> <p>5/8付け理由書もそれぞれの告発に対して一枚ずつ、計七枚。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。でも日付け上のナンバーは有り。</li> </ul> <p>そして他の地検さんの日付け上のナンバーは全て、各地検さん名ご担当部署名を略したナンバー(たとえば盛岡地検さんは『盛地検刑第 68 号』、さいたま地検</p>	<p>1674 2017/6/9 アラカルト2 投稿を表示</p> <p>0 34</p>	<p>2017年6月22日 2:22 PM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

さんは『さい地特刑訴第450号』)でしたが、大阪地検さんは『日記(特事)第127号』(一枚目。以降ナンバーは順番に明記)とありますね。

公印他押印無しと関係あるのかな?と思いましたが、同じ公印無しだけどナンバー有りの奈良地検さん、和歌山地検さん、熊本地検さんはやはり各地検さん名ご担当部署名を略したナンバーです。なんだろう?

でも『(特事)』(特別な事件?の略とか?)とあるし、何やら特別扱い?なのかな?『日記』とはなんだろう?

と思い検索した所、唯一答えが得られそうなサイトは有料でした。お金ケチって見るの辞めました(泣)。すみません(泣)。

しかし大阪地検さん、定型文をばらして?噛み砕いて?独自に書かれてますねー。

で、最初はちまちま一言一句を比較したのですが、余りに長く細かく(&脳容量容積超えに)成り思考停止しましたので、比較による変化から見える認識よりも、大阪地検さんの文章を単独で読む方を重視しました。すみません。

あ、あとそれぞれの告発No.を明記頂いた理由書七枚の文章ですが、日付け上ナンバーが『日記(特事)第133号』でNo.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉への理由書だけ、冒頭と最後の『お送りいただいた』が『お持ちいただいた』になっています。こちらだけ直接届け出なさった事ですね。

あとは全て同じ文章でした。

以下考察(と呼べる代物では無い)です。↓

・冒頭の告発状内訳は、「貴殿」が「貴会」になっています。(最後の締め「貴殿」箇所も。)

告発状の日付けはスルーです。

あとは東京地検さんと同じ内容ですね。

前段ですが、定型文後段の5W1H(犯罪)行為「各被告発人らが、それぞれ、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなど」という具体的な記載が不見当である上、」を『被告発人が、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどと具体的に』と単数形に直し「不見当」を消した上で、前段の『告訴・告発』(『とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるもの』=犯罪成立)に必要な『犯罪事実』の説明へ入れ込んでいます。

5W1H(犯罪)行為が「不見当」、を定型文後段から消している事ですね。

あ、あと大阪地検さんへの告発は被告発人が一名と複数名がありますが、理由書七枚全て『被告発人が、いつ、』に統一されています。それぞれの告発案件に合わせては書いていないです。でも通じますけどね。(被告発人が一名なのに複数形のまま、とは違うし。)

そして後段ですが、『お送りいただいた書面からは、記載されている外患誘致罪等の罪について、いかなる事実がその罪に該当するのかが不明であり、告発事実が特定されているとは言い難いところです。』とあり

ます。定型文後段後半の原型をだいぶん崩して？います。

しかも外患罪の内訳が『外患誘致罪等の罪について、』と『等』で省略されています。なんでかな？と考えたのですが、これはさっぱり判りませんでした。あと定型文後段末尾の「告発事実が特定されているとは認められません。」が、『告発事実が特定されているとは言い難いところです。』に変わっていますね。「認められません。」→『言い難いところです。』。「言い難いとは→うまく言うことができない。言いにくい。(コトバンクより)」(引用辞書が毎度ばらばらですみません。)

定型文の完全否定？から、遠慮がち？躊躇いがち？口籠り？な文言になっています。

で、後段は、(前段で説明した『告訴・告発』＝犯罪成立に必要な『犯罪事実』である)告発状記載の5W1H(犯罪)行為が、『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当たるのかが今回不明だった為、『告発事実』として具体的に特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と読みました。

東京地検さん定型文後段の返戻理由は、具体的な5W1H(犯罪)行為の有無が見当たらない的「不見当」だったから、外患罪内訳のどの罪に当たるかも判りません、との5W1H(犯罪)行為自体が不明？なせいで外患罪振り分けも特定出来なかった、と読みました。(東京地検さんの返戻理由、当初は外患罪の振り分けが難しい、の方がメインの返戻理由とと思っていましたが、今は具体的が付いていた5W1H(犯罪)行為の方がメインの返戻理由だったと思う様に成りました。やっば被告側人に何がしかの問題があるって事なんかな？と。でも初回理由書の「表現の自由」が消えていたから、それ以外の理由ですね。しかし被告側が原因的理由は探せばたくさんありそう。なんか特定出来なさげ？)

一方大阪地検さん、後段の返戻理由は『外患誘致罪等の罪』の振り分け説明に重きを置いています。

告発状記載の5W1H(犯罪)行為＝『犯罪事実』は『犯罪事実』としてお認めにはなっている、けどその『犯罪事実』を『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当てはめれば良いか判断出来なかった、つまり罪を量る事が出来なかった、だから犯罪が成立しなかった、だから『告発事実』(『告訴・告発』＝犯罪成立に必要な『犯罪事実』に、『外患誘致罪等の罪』を当てはめて犯罪を成立させた事実)が特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と語尾を遠慮がち？躊躇いがち？口籠り？的『言い難い』になさったのかな？と。ちょっと強引かな？だからちょっと(かなりだいぶん相当大いに)自信無いです。難しかったです。(書いててこんがらがりました。)

続いて最後の締めは『したがって、告発対象とされる犯罪事実について御検討いただきたく、そのために、お送りいただいた書面については、差出人である貴会に対し、返戻いたします。』とあります。

『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)の『御検討』を告発人側へ提案?なさっていますね。

また引用します。↓

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べて、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書より)」

大阪地検さん側で外患罪のどの罪に当てはめれば良いか判らなかった『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)を、告発人側で種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えて下さい、って。

それってつまりこちらで外患罪振り分けをして下さいって事かな?と思いました。なんで?それって検察官さんのお仕事では?と思いました。(だから余計に後段の語尾が遠慮がち?躊躇いがち?口籠り?的『言い難い』だったのかな?言いづらいうってお気持ちの表れ?)

あと定型文末尾には「全て返戻いたします。」とありましたが、『全て』が消えています。『全て』返して無いて事?だから冒頭で告発状日付けもスルーしたのかな?考え過ぎ?

それから独自の前置きで『書面等の返戻について』とありますね。『書面等』って事は書面以外の証拠諸々も返したって事?そしたら『全て』が消えてるのと矛盾してるけども。それも単に考え過ぎなだけ?

あ、あと七枚全て右上に『1/3』とありますね。

大阪地検さんも返戻理由書各一枚プラス何かをお伝える書類のページ数、なのでしょうか。

て事は通り一遍なご対応では無いて事?

.....もう何がなんだか益々さっぱり判りません。書いてて訳判らなく成りました。

(そー云えば話は変わりますが、同じく書類ページ数らしき『1/7』があったさいたま地検さん、その

『1/7』の横に黒棒?が。あれなんだろう?余命さんの方で何かをお隠しになったのかな?超今頃気付いといて何ですが、なんか気に成る。...すみません。)

とりあえず一通り思ったのは、東京地検さん定型文の「不見当」理由をご理解なさった上で、「不見当」は大阪地検さんにとって返戻理由にならないから消した、何故なら5W1H犯罪行為的犯罪事実を外患罪のどの罪に当てはめれば良いのか判断出来なかったから、だからその判断、外患罪内訳の振り分け判断は告発人側で考えて下さい、が返戻理由だから。と云う事でした。

だから法的効力無しで職責無しな公印が無かったのかな?

一方で日付け上ナンバーがあるのは、5W1H犯罪行為的犯罪事実があったしその証拠も確認なさったから記録には残したかった、とか?

...とぐだぐだ長文を書いといて何ですが、細かい所は脳がオーバーヒートしたのもうさっぱり判りませんでした。

でもこの理由がまあまあ当たっていたとして、何故そんな理由に成ったのかな?

受理して起訴して裁判に持ち込んだとしても今はまだ

勝てない、と見たって事とか？実は裁判官さんの問題が有る、とか？だから外患罪振り分けが判断出来ない、つまり罪を量れない、って書いたのかな？と。検察官さんの求刑を『御検討』なさり、外患罪を振り分ける、罪を量る、量刑を決める、刑罰の程度を決めるのは裁判官さんですもんね。大阪地検さんへの告発、裁判官さんが被告発人の告発もありますし。だから尚更余計に、裁判官さんの問題が問題かも？と思いました。

最後にアバウトな感想と結論で申し訳ありませんが、少なくとも大阪地検さんは定型文を独自に、色々示唆なさるような独自の内容に直されていますから、この告発にお心を砕いて下さっているんだなってとも思いました。

『犯罪事実』(=5W1H(犯罪)行為)を『外患誘致罪等の罪』へ当てはめる『御検討』を告発人側へ『言い難い』ながらも提案なさっているとは云え、それも大阪地検さんの、もしかしたら裁判官さんの問題が問題？な意思表示だと思うと、この告発に際しどこが駄目で起訴に持ち込めないか問題提起なさっている事でもあるのかな？って思いましたし。自分的に悪い印象は無かったです、と云うか良い印象でした。(しかし大阪地検さんの十二行、自分には難し過ぎました。)

↑定型文ご使用の各地検さん考察は以上です。説明がくどくてすみません。また遅く成り大変申し訳ございませんでした。

次はオリジナルの各地検さんを読みたいと思います。また遅く成りますが出来次第投稿致します。お手数おかけ致します、すみません。(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p><b>四季の移ろい</b> 0 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhell@docomo. ne.jp 49.98.148.46</p>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> すみません！また書くの忘れた！</p> <p>昨日の激しい雨の後の気温低下、そして今日はかなり気温が高く成るみたいです。でもまだこう云う気温変化に、体温他身体の調整がまだ慣れていない的着いていけない時期でもあります。そして梅雨の湿気の多い時期って、以外と自分でも気が付かない内に、汗他毛穴から身体から水分が出ていくんです。でも気が付かないから、水分補給の認識が遅れたり無かったりします。</p> <p>つまり要するにどうか水分補給は忘れずになさって下さい、どうかお願いしますって、お伝えしたかったのです。</p> <p>血圧高い他塩分注意な方は駄目かもですが、スポーツ系飲み物を必ずだいぶんうす〜く薄めた上で(結構塩分、あと糖分も高い)取られるのも良いかと思いません。</p> <p>みなさんに何かあったらどなたかお一人にでも何かあったら自分にも超何かあります、だから本当にお願ひ致します。我が儘ですみません。しつこいのもすみません。でもどうか宜しくお願ひ申し上げます。何をなさるにも先ずは身体が資本です、身体が大切なんです。説教じみてすみません。(四季の移ろい)</p>	<p>1674 2017/6/9 <b>アラカルト2</b> 投稿を表示</p> <p> <span>34</span></p>	<p>2017年6月22 日 6:44 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p><b>四季の移ろい</b> 0 が承認</p> <p>earth.a.d- wolfsblood- greenhell@docomo. ne.jp 49.98.148.46</p>	<p>(余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small> ん、こんにちは。 凄まじく遅く成りました、本当にごめんなさい...。しかも私事で大変申し訳ございませんが、すぐ上の姉が今日から四日間、都内某映画祭カメラマンの仕事で居なく成るので代わりに自分が姉自宅で姪っ子の面倒を見ます(もう昔から、毎年の事なんですけどね)、だからたぶんオリジナル地検さん考察は明日の夜から少しずつつちまちま投稿致します。つまりなんかまたもや遅く成りそう...もうこれ以降益々投稿するだけご迷惑な気がする...でも...良いですか?遅く成っても考えたいしやりたいのです...どうかやるだけやらせて下さい...んでいらなかったらポイっと捨てて頂ければ...ホント我が儘ですみません...泣。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。</p> <p>定型文理由書比較、最後の大阪地検さんです。宜しくお願ひ致します。↓</p> <p>☆大阪地検さん。 ・ No.23 〈大阪府知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。 No.44 〈飯島健太郎判事告発状〉。 No.63 〈ヘイトスピーチ〉。 No.81 〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。 No.91 〈異常裁判官11名〉。 No.92 〈Mリンチ事件関係者告発状〉。 No.126 〈大阪府知事生活保護費支給問題〉。 以上告発七件。</p>	<p>1674 2017/6/9 <b>アラカルト2</b> 投稿を表示</p> <p> <span>34</span></p>	<p>2017年6月22 日 6:06 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時



5/8付け理由書もそれぞれの告発に対して一枚ずつ、計七枚。

・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。でも日付け上のナンバーは有り。

そして他の地検さんの日付け上のナンバーは全て、各地検さん名ご担当部署名を略したナンバー(たとえば盛岡地検さんは『盛地検刑第 68 号』、さいたま地検さんは『さい地特刑訴第450号』)でしたが、大阪地検さんは『日記(特事)第127号』(一枚目。以降ナンバーは順番に明記)とありますね。

公印他押印無しと関係あるのかな?と思いましたが、同じ公印無しだけどナンバー有りの奈良地検さん、和歌山地検さん、熊本地検さんはやはり各地検さん名ご担当部署名を略したナンバーです。なんだろう?でも『(特事)』(特別な事件?の略とか?)とあるし、何やら特別扱い?なのかな?『日記』とはなんだろう?

と思い検索した所、唯一答えが得られそうなサイトは有料でした。お金ケチって見るの辞めました(泣)。すみません(泣)。

しかし大阪地検さん、定型文をばらして?噛み砕いて?独自に書かれてますねー。

で、最初はちまちま一言一句を比較したのですが、余りに長く細かく(&脳容量容積超えに)成り思考停止しましたので、比較による変化から見える認識よりも、大阪地検さんの文章を単独で読む方を重視しました。すみません。

あ、あとそれぞれの告発No.を明記頂いた理由書七枚の文章ですが、日付け上ナンバーが『日記(特事)第133号』でNo.81〈大阪弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉への理由書だけ、冒頭と最後の『お送りいただいた』が『お持ちいただいた』になっています。こちらだけ直接届け出なさった事ですね。

あとは全て同じ文章でした。

以下考察(と呼べる代物では無い)です。↓

・冒頭の告発状内訳は、「貴殿」が「貴会』になっています。(最後の締め「貴殿」箇所も。)

告発状の日付けはスルーです。

あとは東京地検さんと同じ内容ですね。

前段ですが、定型文後段の5W1H(犯罪)行為「各被告発人らが、それぞれ、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどという具体的な記載が見当である上、」を『被告発人が、いつ、どこで、どのような方法で、いかなる行為を行ったのかなどと具体的に』と単数形に直し「不見当」を消した上で、前段の告訴告発(=犯罪成立)に必要な『犯罪事実』要素の説明へ入れ込んでいます。

5W1H(犯罪)行為が「不見当」、を定型文後段から消している事ですね。

あ、あと大阪地検さんへの告発は被告発人が一名と複数名がありますが、理由書七枚全て『被告発人が、いつ、』に統一されています。それぞれの告発案件に合

わせては書いていないです。でも通じますけどね。  
(被告発人が一名なのに複数形のまま、とは違うし。)

そして後段ですが、『お送りいただいた書面からは、記載されている外患誘致罪等の罪について、いかなる事実がその罪に該当するのかが不明であり、告発事実が特定されているとは言い難いところです。』とあります。定型文後段後半の原型をだいぶん崩して？います。

しかも外患罪の内訳が『外患誘致罪等の罪について、』と『等』で省略されています。なんでかな？と考えたのですが、これはさっぱり判りませんでした。あと定型文後段末尾の「告発事実が特定されているとは認められません。」が、『告発事実が特定されているとは言い難いところです。』に変わっていますね。「認められません。」→『言い難いところです。』。「言い難いとは→うまく言うことができない。言いにくい。(コトバンクより)」(引用辞書が毎度ばらばらですみません。)

定型文の完全否定？から、遠慮がち？躊躇いがち？口籠り？な文言になっています。

で、後段は、(前段で説明した告訴告発の犯罪事実的必要要素である)5W1H(犯罪)行為が、『外患誘致罪等の罪』のどの罪に当たるのか今回不明だった為、告発状記載の5W1H(犯罪)行為(=犯罪事実)が『告発事実』として具体的に特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と読みました。

東京地検さん定型文後段の返戻理由は、具体的な5W1H(犯罪)行為の有無が見当たらない「不見当」だったから、外患罪内訳のどの罪に当たるかも判りません、との5W1H(犯罪)行為自体が不明？なせいで外患罪振り分けも特定出来なかった、と読みました。(東京地検さんの返戻理由、当初は外患罪の振り分けが難しいがメインの返戻理由とと思っていましたが、今は具体的が付いていた5W1H(犯罪)行為の方がメインの返戻理由だったと思う様に成りました。やっぱ被告発人側に何がしかの問題があるって事なんかな？と。でも初回理由書の「表現の自由」が消えていたから、それ以外の理由ですね。しかし被告発人側が原因的理由は探せばたくさんありそう。なんか特定出来なさげ？)

一方大阪地検さん、後段の返戻理由は『外患誘致罪等の罪』の振り分け説明に重きを置いています。告発状記載の5W1H(犯罪)行為(=犯罪事実)は犯罪事実としてお認めにはなっている、けどその犯罪事実を外患罪のどの罪に当てはめれば良いか判断出来なかった、罪を量る事が出来なかった、だから犯罪が成立しなかった、だから『告発事実』が特定されているとはうまく言えないし言いにくい、と語尾を遠慮がち？躊躇いがち？口籠り？的『言い難い』になさったのかな？と。

ちょっと強引かな？だからちょっと(かなりだいぶん)自信無いです。難しかったです。(書いててこんがらがりました。)

続いて最後の締めは『したがって、告発対象とされる犯罪事実について御検討いただきたく、そのために、お送りいただいた書面については、差出人である貴会に対し、返戻いたします。』とあります。

『犯罪事実(=5W1H(犯罪)行為)』の『御検討』を告発人側へ提案？なさっていますね。

また引用します。↓

「検討とは→よく調べ考えること。種々の面から調べて、良いか悪いかを考えること。(goo国語辞書より)」

大阪地検さん側で外患罪のどの罪に当てはめれば良いか判らなかつた『犯罪事実(=5W1H(犯罪)行為)』を、告発人側で種々の面からよく調べ、良いか悪いかを考えて下さい、って。

それってつまりこちらで外患罪振り分けをして下さいって事かな？と思いました。なんで？それって検察官さんのお仕事では？と思いました。(だから余計に後段の語尾が遠慮がち？躊躇いがち？口籠り？的『言い難い』だったのかな？言いづらいうってお気持ちの表れ？)

あと定型文末尾には「全て返戻いたします。」とありましたが、『全て』が消えています。『全て』返して無いて事？だから冒頭で告発状日付けもスルーしたのかな？考え過ぎ？

それから独自の前置きで『書面等の返戻について』とありますね。『書面等』って事は書面以外の証拠諸々も返したって事？そしたら『全て』が消えてると矛盾してるけども。それも単に考え過ぎなだけ？

あ、あと七枚全て右上に『1/3』とありますね。

大阪地検さんも返戻理由書各一枚プラス何かをお伝える書類のページ数、なのでしょうか。

て事は通り一遍なご対応では無いて事？

.....もう何がなんだか益々さっぱり判りません。書いてて訳判らなく成りました。

(そー云えば話は変わりますが、同じく書類ページ数らしき『1/7』があったさいたま地検さん、その

『1/7』の横に黒棒？が。あれなんだろう？余命さんの方で何かをお隠しになったのかな？超今頃気付いといて何ですが、なんか気に成る。...すみません。)

とりあえず一通り思ったのは、東京地検さん定型文の「不見当」理由をご理解なされた上で、「不見当」は大阪地検さんにとって返戻理由にならないから消した、何故なら5W1H的犯罪行為を外患罪のどの罪に当てはめれば良いのか判断出来ない、だからその判断、外患罪内訳の振り分けは告発人側で考えて下さい、が返戻理由だから。と云う事でした。

だから法的効力無しで職責無しの公印が無かつたのかな？

一方で日付け上ナンバーがあるのは、5W1H的犯罪行為の事実はあつたしその証拠も確認なされたから記録にも残したかつた、とか？

...とぐだぐだ長文を書いといて何ですが、細かい所は脳がオーバーヒートしたのもうさっぱり判りませんでした。

でもこの理由がまあまあ当たっていたとして、何故そんな理由に成ったのかな？  
 受理して起訴して裁判に持ち込んだとしても今はまだ勝てない、と見たって事とか？裁判官さんの問題が有る、とか？だから外患罪振り分けが判断出来ない、罪を量れない、って書いたのかな？  
 大阪地検さんへの告発、裁判官さんが被告発人の告発もありますし。

最後にアバウトな感想と結論で申し訳ありませんが、少なくとも大阪地検さんは定型文を独自に、色々示唆なさるような独自の内容に直されていますから、この告発にお心を砕いて下さっているんだなって思いました。

『犯罪事実(=5W1H(犯罪)行為)』  
 を『外患誘致罪等の罪』へ振り分ける『御検討』を告発人側へ『言い難い』ながらも提案なさっているとは云え、それも大阪地検さんのもしかしたら裁判官さんの問題かも？な意思表示だと思うと、この告発に際しどこが駄目で起訴に持ち込めないか問題提起なさっている事でもあるのかな？って思いましたし。  
 自分的に悪い印象は無かったです、と云うか良い印象でした。  
 (しかし大阪地検さん、自分には難しい過ぎでした。)

↑定型文ご使用の各地検さん考察は以上です。大変遅く成り申し訳ございませんでした。  
 次はオリジナルの各地検さんを読みたいと思います。  
 また遅く成りますが出来次第投稿致します。お手数おかけ致します、すみません。(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp  
 49.98.129.146

余命さん、スタッフのみなさん、<sup>スパムチェック待ち</sup>  
 本当すみません。またやらかしました。  
 本日お昼前に投稿致しました、東京地検さんの「不見当」理由書についてトラップだなんだとぐったらぐったら書いたの、初回の「疎明」「証明」理由書の方とまたごっちゃに成って「余命さんテスト」のホントの答え云々とかアホな事書きました...今急にハッ！と気が付きました...。余命さん本当ごめんなさい...。すっぽ抜け单品思考すぐキャパオーバー熟考知らず思慮欠けまくり突発性せっかち不安定脳はどうにも駄目ですね。失礼致しました。あ、でも東京地検さん「不見当」定型文がトラップ的良く出来ているの考えはやっぱ変わらないです。  
 また下らない事でお邪魔しました。  
 これからまた理由書比較を考えます、出来次第投稿致します。  
 いつもありがとうございます泣。(四季の移ろい)

1674 2017/6/9 アラカルト2 投稿を表示



2017年6月20日 8:59 PM



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.98.129.146

余命さん、スタッフのみなさんみ スパムチェック待ち  
なさん、もう今回はお送りしてしまってるからもうお手伝い無理ですよね泣泣泣泣泣泣...やっぱせめて次回からなんとかこちらでも最大限お手伝い出来る様に、なんとか皆でアイデア出せないかなって。  
前以て日付けを、少し余裕を持たせる程度の日付けを決めておいてこちらで記入とか、更に何段階かで細かい日付けの方が良いのなら早め書ける方々何百人、ゆっくりタイプな方々何百人、更に遅い方々何百人とか、ある程度振り分けた人数ごとに日付けをずらし分けて各々記入、とか。それを余命さん側へ事前に(自分は中段階ペースで書きまーすとか、私は早めタイプで書くよん、とかの段階申告)各々申告してもらって、定員が来たら締め切って、んで書いて頂いて送って頂く、とか。全員じゃなくても、その日程に合わせて書けるペースの方々だけでも記入するとか。それだけでもだいぶ余命さんスタッフさんみなさんみなさんの負担が減ると思うし。  
日付けだけゴム印(あのくるくる回るタイプの)とかは不味いのかな。告発状の日付け箇所はそのサイズに合わせて作成orサイズ合わせた特注オーダーゴム印を...いや、告発状は全て手書きじゃないと駄目だよな...。  
当初は日付けは恐らく余命さん側の計画がおりになるだろうし、臨機応変対応が出来る様に空欄になさっているとは思ってましたので、今までは、まあお任せしても良いのかな...、って流して思ってたが...超々々々々々々々失敗しました。  
どしたら良いですか~~~~~泣泣泣泣泣泣~~~~~  
あんなに散々ストーリー投稿したあげくにあんま心配心配書くとうざがられるかなって辞めてたけど~~~~~泣泣泣泣泣泣~~~~~  
すみません...でもご検討の程宜しくお願い申し上げます...すみません...。(四季の移ろい)

1674 2017/6/9

アラカルト2

投稿を表示

0 342017年6月20  
日 12:15 PM

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 91 272 159"></div> <div data-bbox="284 91 448 127">四季の移ろい</div> <div data-bbox="284 132 392 163">0 が承認</div> <div data-bbox="199 172 442 351"> <a href="#">earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp</a>            49.98.129.146         </div>	<div data-bbox="483 91 1120 179">           余命さん、スタッフのみなさん、            スпамチェック待ち            またごめんなさい。         </div> <div data-bbox="483 199 1120 1028"> <p>やっぱり今回も思いました、東京地検さん理由書定型文、「不見当」以外もあちこち良く出来てるなって。「各被告発人らが、それぞれ、」とか、「と題する書面」とか、告発状が何通とか日付けや合計箱数とか「拝見」とか、「告発状」の言葉に鉤括弧があったり無かったり、外患罪内訳を全て書いたり、読み方によっては失礼な箇所があったりとか、「日本全国各地」とか、「全て」返戻とかとか。</p> <p>東京地検さんは、余命さん側の直告にせよ、東京地検さんご自身の送致的？各地検さんへの振り分けにせよ、行く行くはこうなる事を見越して(と云うかいつかはそうなるに決まっているか)、全国各地検さんの告発の扱い方や告発への向き合い方、対応の善し悪し、お気持ちがこの定型文あちこちの変化によってこちらにも見える様に、まるでトラップを仕掛けたかの様な理由書内容にしたのかなって。</p> <p>そして余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」、実はこれが答えだったりして。んなのあの時点では難し過ぎて判る訳無いかw...すみません。流石に考え過ぎかな。</p> <p>ごちゃごちゃ失礼致しました。</p> <p>宜しくお願い致します。(四季の移ろい)</p> </div>	<div data-bbox="1155 91 1329 199">           1674 2017/6/9  <b>アラカルト2</b>  <a href="#">投稿を表示</a> </div> <div data-bbox="1155 210 1246 266"> </div>	2017年6月20日 11:44 AM
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 1160 272 1227"></div> <div data-bbox="284 1160 448 1196">四季の移ろい</div> <div data-bbox="284 1200 392 1232">0 が承認</div> <div data-bbox="199 1240 442 1420"> <a href="#">earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp</a>            49.98.129.146         </div>	<div data-bbox="483 1160 1120 1247">           余命さん、スタッフのみなさん、            スпамチェック待ち            こんにちは。         </div> <div data-bbox="483 1267 1120 2141"> <p>返戻理由書比較、以下宜しくお願い致します。↓</p> <p>☆？★？宮崎地検さん。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.103〈宮崎県知事生活保護費支給問題〉。以上告発一件。</li> <li>4/28付け理由書も一枚。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。</li> <li>・冒頭の告発状内訳は日付けと合計箱数(1箱？告発一件です)スルーです。あとは同じです。</li> </ul> </li> </ul> <p>前段は同じです。</p> <p>後段、告発一件で被告発人も一名(知事さん)な為『被告発人が、いつ、』ときちんと直してあります。あとは同じです。</p> <p>最後の締め、「貴殿が日本全国各地から預かった上で」が『貴殿が各地から預かった上で』と、「日本全国」が消えています。あとは同じです。</p> <p>違いは以上です。</p> <p>しかし日付けに触れない地検さん多いですね。重視していないだけなのか、何がしかの意図？理由？があるのか。やはりそれも各地検さんによるのかな。こちら宮崎地検さんも、よく判りません。</p> <p>後段の『被告発人が、いつ、』はきちんと直しておら</p> </div>	<div data-bbox="1155 1160 1329 1267">           1674 2017/6/9  <b>アラカルト2</b>  <a href="#">投稿を表示</a> </div> <div data-bbox="1155 1279 1246 1335"> </div>	2017年6月20日 11:04 AM
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時



れますね。

でも最後締めめの、告発状に掛かる言葉「日本全国」が消えているのは何故かな。海外から参加なさった皆さんの告発状もご覧になったから「日本全国」を消したのか、失礼な意図をもってわざわざ消したのか。たとえば海外からの皆さんの告発状、な理由なら消した事により寧ろ丁寧なご対応って思います。でもそうでなければ消す必要の無い言葉だと思うから、とても感じが悪いし酷い、になりますね。

日付け上ナンバーは無いけど法的効力有り職責有り、直す所はきちんと直しておられます。

日付けはスルーしてますが、失礼な意図が見える箇所が他に特に無いので、この「日本全国」を消された理由も失礼な意図で無い事を期待したいけど。

どちらかとも言えないです。

東京地検さんの「不見当」をどう考えておられるかな。やっぱり気に成ります。

★鹿児島地検さん。

・No.118〈鹿児島県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発一件。

4/28付け理由書も一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・冒頭の告発状内訳は、高松地検さんと同じく合計箱数が『合計5袋』になっています。(やはり袋に入れて直接提出なさったて事かな？量が多くて持ち運びが大変だったから『合計5袋』になったのかな？なんかすみません汗。)あとは同じです。

前段は同じです。

後段、告発一件で被告発人も一名(知事さん)なのに『各被告発人らが、それぞれ、いつ、』を直しておらず、そのままです。

(一つ前の宮崎地検さんも同じく告発一件で告発案件も同じ、公印有りだけど日付け上ナンバー無しも同じ、日付けも同じ4/28付けですが、きちんと直しておられます。)

あとは同じです。

最後の締めは同じです。

日付け上ナンバーは無いですが、法的効力有り職責有りのお立場なのに『各被告発人らが、それぞれ、いつ、』の箇所を直しておられないのですね。やる気が無いって事なのかな。何故理由書をきちんと改めないまま法的効力有り職責有り公印を押せるのか、さっぱり判りません。

残念ですね。

↑今回は以上です。

あとは大阪地検さんですね。時間掛かるとしますので、比較は今晚やります(とか書くといつも碌な事が無い...泣くw)。それとオリジナルの各地検さん。

しかしまだ大阪地検さんが残っていますが、こうして最後の鹿児島地検さんまで見比べて、また最初の青森地検さん(...尤も青森地検さんの印象は変わらないと思

う...)から定型文ご使用各地検さんを見直すと、また見方が変わる地検さんもいそう？でも初見で純粹に感じた印象はそんな簡単にごろっと変わったりしないかな？...なんかつまらんコト書きましたね、すみません汗。

あと思ったのは、やっぱり結構ご近所県同士で話し合い？示し合わせ？ているのかなって。

たとえば北陸四県の地検さんは日付けはばらばらだけど、文言が(新潟地検さん以外は)似つつ皆オリジナルタイプだし。

関東の一都三県は皆さん東京地検さん定型文のままだし。

名古屋地検さんと津地検さんも似た様な内容だし。

四国の皆さんは独自の前置き付けてるし。

普段からそう云うの、相当頻繁にあるのかな。やはり皆さん気後れと云いますか、びびっているのかな。アバウトな感想ですみませんが、やっぱり消極的な印象の地検さんが殆どです。

(大阪地検さんはまだですが...もしかしたらこちらが一番印象強いかもですが)東京地検さんを除いて、今の所特に印象が強かったのは(勿論各地検さんへの思いは色々ありますが)、頭が柔らかそーで自分的に印象の良かった、『精査』『検察庁等の』の仙台地検さんかな。(しかし超今頃気付きましたが、『以上』で文を締めておられますね。)あと『返還書』『被告発人』『被告訴人』の山口地検さんですね。(しかし言い出したら切りが無くなりそう。)

何にせよ自分がこの様な比較を始めたのは、全国各地検さんのお気持ちを探ってみたかった事と、何より同じ日本人だもん、絶対にこの告発にお心を砕いて下さる、寧ろお心の中では(検察官さんそれぞれが抱く色々な思いから)実は積極的な検察官さんもたとえ少しでもいらっしゃる筈だって。

だからそんな検察官さんがいらっしゃる事にこちらが気付いてあげないと、折角のそのお心が折れちゃうかもって。

とんでもなく甘い考えなのは承知です。でも少し位そんな人間も居ても良いのじゃない？とも思いました。でもどうなのだろう。駄目かな...

あ、長く成りました。すみません。

しかし皆さん懲戒請求の調査開始通知書で盛り上がってますね～。ウチはまだです、日本再生大和会さんこれから発送分に入っているのかな。その内来るかな。

あ、長く成り失礼致しました。

宜しくお願い致します。(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.

余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち  
こんにちは。

理由書比較、またまた宜しくお願い致します。↓

1674 2017/6/9

**アラカルト 2**

投稿を表示



2017年6月20日 7:38 AM



作成者

コメント

コメント先

投稿日時

★長崎地検さん。

・No.128〈長崎県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発一件。

平成28年(告発を届け出たのは今年の平成29年ですが、その返戻理由書は、今年の平成29年4月13日付け東京地検さんの定型文ご使用の上で、既に昨年の4月に出来ていたのですね。)4/25付け理由書も一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。日付け上のナンバーも有り。

・冒頭の告発状内訳は、合計箱数スルー(やっぱ1箱？告発一件ですし)以外は同じです。

前段は同じです。

後段は、告発一件で被告発人も一名(知事さん)ですが『各被告発人らが、それぞれ、いつ、』の箇所を直さず、複数形のままです。あとも同じです。

最後の締めも同じです。

あと右下に付箋？に手書きで返送内訳が書いてあります。

違いは以上です。

『各被告発人らが、それぞれ、いつ、』を直さずそのままのと、平成28年の箇所で超印象悪いです。昨年の返戻って。わざとかな？校正的チェックもなさらないのかな？馬鹿にしているのかな？

公印も日付けナンバーもありますし、記録に残るとしても昨年の記録。告発届け出年と合致しないし。酷いです。

徳島地検さんの「にしむくさむらい」知らずの日付けもそうですが、酷い仕打ちと思います。

公印有り法的効力有り職責有り日付け上ナンバーも有りの上での、上から目線なのでしょうか。

だからご丁寧に返送内訳を書いて下さってるのも、担当なさった検察官さんがお書きになったものではないでしょって感じだし。(返送手続きをなさった事務の方がご親切に書いて下さったのかな。)

残念です。

☆？★？熊本地検さん。

・No.37〈熊本朝鮮総連関連施設税金減免措置問題〉。

No.106〈熊本県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発二件。

4/28付け理由書はまとめて一枚。

・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。でも日付け上のナンバーは有り。

・冒頭の告発状内訳は同じです。

前段は同じです。

後段も同じです。

最後の締めも同じです。

法的効力無し職責無しでの東京地検さん理由書踏襲は、無関心故の責任無し？身軽？な選択な為に定型文も何もお考えにならずそのまま使われただけなのか、それとも「不見当」の意図を理解なさった上での法的効力無し職責無しにあえてなさったのか。

『各被告発人らが、それぞれ、いつ、』の箇所、熊本

地検さんは直す必要の無い案件を抱えていますから、残念ながら？この箇所でのご対応度合いも測れませんでしたし。

ただ日付け上のナンバーは有りですから、このナンバー有無による違いの意味？意義？意図？意思表示？が判れば、熊本地検さんのお気持ちも図れそうな気がしないでもないですが。

でも以前にも書きましたがこのナンバーの意味する所、色々と検索しましたがよく判りませんでした。(自分検索ワードが超駄目なだけかもですが。)尤も熊本地検さんに何がしかの思いがあれば、文章のどこかしらに微かにでもその思いが表れるのじゃ無いかなって思うと、やっぱ無関心なだけ？って感じもななくもないような。(ごちゃごちゃすみません。)

とりあえず熊本地検さん、悪い印象も無ければ特に良い印象も無い、って感じです。

判りません。すみません。

★大分地検さん。

・No.127〈大分県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発一件。

5/10付け理由書も一枚。

・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。日付け上のナンバーも無し。

・冒頭の告発状内訳は、「拝見いたしました。」が『拝見しました。』になっている以外は同じです。前段は同じです。

後段、告発一件で被告発人も一名(知事さん)ですが、「各被告発人らが、それぞれ、いつ、」の箇所から「各」と「ら」は省いていますが、『それぞれ、』がそのままです。

告発一件で被告発人も一名なのに『被告発人が、それぞれ、いつ、』では意味が通じないです。

最後の締めは同じです。

違いは以上ですね。

『被告発人が、それぞれ、』の中途半端な直し、なんだろう。意味が判りません。定型文理由書をじっくり読んでいないって事なのかな。校正はなさないのかな。へんなの。

法的効力無し職責無し日付け上ナンバーも無し、そして中途半端な直しから正直、良い印象は無いかな。なんともあっさりしたもんです。感情がお気持ちが見えませんし。

↑今回は以上です。

上がり次第また投稿致します。宜しくお願い致します。(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-wolfsblood-

余命さん、スタッフのみなさん、  
こんにちは。

スパムチェック待ち

1674 2017/6/9

アラカルト2

投稿を表示

2017年6月20

日 2:48 AM



作成者

コメント

コメント先

投稿日時

greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.98.129.146

理由書比較の続きです。  
宜しくお願い致します。↓

☆福岡地検さん。

・No.30〈福岡県知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。  
No.84〈福岡県弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉。

No.137〈福岡県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発三件。

4/25付け理由書はまとめて一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・冒頭の告発状内訳は、日付けスルー以外は同じです。

前段は同じです。(でもなんか二箇所、文字が掠れて？欠けて？ますね。)

後段ですが、三件ある告発それぞれの被告発人は単独一名(二件は知事さん、一件は弁護士会会長さん)の為、それに合わせてか『各被告発人が、それぞれ、いつ、』と、複数を表す「ら」だけ消しています。告発を三件まとめてではなく、きちんと一件一件で見られている事の表れかな。(福島地検さんと同じですね。)あとは同じです。

最後の締めですが、「告発状」を鉤括弧付き『「告発状」』に直しています。

あとは同じです。

そして福岡地検さん独自の前置きで『書面の返戻について』とあります。

あと右下に『2/8』？かな？

『2』は判ります、でも『8』？が薄く掠れて数字ははっきり判りませんが、書類のページ数とおぼしき手書きの数字があります。

違いは以上ですね。

先ず後段の、『各被告発人が、』の箇所をきちんと細かく直されているのが、感じ良いです。

それに最後締めの、鉤括弧付き『「告発状」』に直されているのも、同じく感じが良いです。

『書面の返戻について』の前置きがあるのも、ハテ？と思ってしまう文言が入っていないから変な？他意も無さげ？ですし、丁寧だなんて感じました。

(尤もわざわざ独自の前置きをお書きになってまで

『書面』を強調されているのかな？とやっぱり思わず思っはしまいますけども。

(告発状の)『書面』を(は)『返戻』します的あとの証拠諸々は預かってます的な？日付けスルーももしやそれに関係が？とか穿った見方しちゃうし。

でも実際そうだったとしても、悪い意味では無いですけどね。証拠を改めて下さってるのかな？って。)

しかし前段の文字欠け？はプリンターのせいかな？まさかわざとでは無いと思うけど...ちょっと気には成ります。(自分が細か過ぎなだけかな。でもプリントした後に目を通さずそのまま送付するとか、先ず無いとは思うけど...。)

あと右下に『2/8』？とありますが、書類のページ数



だとしても、何故返戻理由書が『2』ページ目なのだろう？一ページ目じゃないのかな？うーんなんだろ？でも理由書以外に書類があったとして、それはやはり通り一遍なご対応では無いと思うと、上の解釈含め、そして法的効力有り職責有り(日付け上ナンバー無いけど)な福岡地検さんは、良い印象です。(文字欠けはよく判りませんけど。)

☆？佐賀地検さん。

・No.111〈佐賀県知事生活保護費支給問題〉。  
以上一件。

4/27付け理由書も一枚。

・公印無し、法的効力無し。職務上作成の文書では無い、職責無し。日付け上のナンバーも無し。

・冒頭の告発状内訳、合計箱数(1箱かな？告発一件ですし)未記入以外は同じです。

前段は同じです。

後段、告発一件で被告発人も一名(知事さん)の為『被告発人が、いつ、』ときちんと直してあります。あとは同じです。

最後の締めも同じです。

あと右下に『1/5』と、書類ページ数らしき数字が手書きで書かれています。

違いは以上です。

告発件数(一件)も案件内容も、法的効力無し職責無しで日付け上のナンバー無しも一緒の、あっさりした印象だった山形地検さんを思い出しました。

やはり同じく後段の『被告発人が、』の箇所はきちんと直しておられますね。

違いは、佐賀地検さんは手書きで『1/5』の書類ページ数らしきものがある所。これはやっぱり、おざなりなご対応では無いと見て良いかな。

法的効力無し職責無し日付け上ナンバーも無しですが、直す所は直しておられますし、書類ページ数らしき記入の通り一遍では無さげなご対応から、どちらかと云うと良い印象です。

(公印無し日付け上ナンバー無しな上で定型文を踏襲なさってますから、やはり東京地検さんの「不見当」をどう見ておられるのか、気に成ります。)

↑今回は以上です。

自分スマホの都合によるちまちま投稿、ホントすみません…。また出来ましたら投稿致します。宜しくお願い致します。(四季の移ろい)



T.K.  
0 が承認

[lifetimepurpose.seesaa.net](https://lifetimepurpose.seesaa.net) x  
[TK91989@excite.co.jp](mailto:TK91989@excite.co.jp)  
P  
223.135.234.151

情報提供です。

スパムチェック待ち

2ちゃん余命スレ、悪魔ブログで余命チームに対する誹謗中傷、攻撃が激化していますが、『大和心への回帰』も、そのような反余命工作の場となっています。

以下に大和心さんと私との、お便りのやり取りを転載いたします。ご覧いただければ、反余命工作がどのよ

1685 懲戒請求  
アラカルト6  
投稿を表示



2017年6月19  
日 9:56 PM



作成者

コメント

コメント先

投稿日時



うに行われているか掴んでいただけたと思います。お忙しい最中だとは思いますが、ご一読お願いいたします。

=====

=====

大和心さんからのお便り

件名

波羅氏を巡る読者群

日付

2017/06/19 10:41:01

本文

早速のご返信ありがとうございます。

ところで、神無月氏はコメントの保留が気になっていると見え、以下の反応がありました。

HN柴犬丸という方から寄せられたコメント（以下に転載）を巡って神無月氏と特命希望氏、もみじ氏、春うらら氏が反応しています。

そもそも神無月氏は、波羅氏を忖度するように以下のコメントでこの件に絡めて、拙ブログへの要望めいた文言があり、差し出がましさを感ずります。

「...また、主様には、ブログの主題「大和心への回帰」をエントリーにもう少し含めて頂ければなと思います。こちらに集う方々は、大和心を取り戻す場として参加されていると思っています。時事の話題に触れながらも「大和心」を絡める内容が、波羅様が言われていることかと感じます。」

神無月

2017/06/19 07:55

176.テロ等準備罪で萎縮するの...

非掲載コメント 大和心様。先に、拙前コメントの投稿内容に配慮不足がありましたこと、反省を感じております。非掲載にさせていただき有りがたく存じます。さて、柴犬丸様のコメントが気になります。内容的に、告発人及び告発に参加しようと思ひ始めた方々を不安にさせる事を意図したのではないかと感じてしまいます。父親の発する内容が異常です。もし真実の投稿であったとしても、読者に不安を与えたことは有ると思います。また、主様には、ブログの主題「大和心への回帰」をエントリーにもう少し含めて頂ければなと思います。こちらに集う方々は、大和心を取り戻す場として参加されていると思っています。時事の話題に触れながらも「大和心」を絡める内容が、波羅様が言われていることかと感じます。主様が苦勞してブログ運営されていることは感ずりますし、尊敬もしております。「日本の心を取り戻す」事に続くことを願っています。どうか無理せず、御自愛ください。

？

続いて、柴犬丸氏とそれに対する特命希望氏、春うらら氏の反応を転載しますが、そもそも柴犬丸氏はいったい何者なのかということです。

仮に父親の発言と行動が事実であったとしても、敢えてこの場を使って広く公言する必要はないと思われま

柴犬丸氏のコメントは、一時的に公開した波羅氏の非公開希望コメント同様、余命読者に不安を煽るような臭いを感じるとともに、この刺激的な内容に反応することで更に不安を煽ることに加担しているように感じられてなりません。

内記氏コメント「地獄の三段目」にそれぞれが載っているのも何か変です。

一で分析していただければと考え、送信させていただきます。

#### 特命希望

柴犬丸様の深いお悩みを綴られたコメントを拝読させていただき、自分がいかに能天気な人間かと思ひ知らされました。

横から簡単にコメントさせていただく資格は自分にはない、と承知はしておりますが、私もやはり精神に障害を負っている身で、柴犬丸様のご心痛が、いくばくかは理解できるつもりでございます。

御家族の反対と、日本再生に向けて行動を起こさなければならぬという葛藤は余人には想像もつかないほどのものでありましよう。

お父上のご心配ももっともなことかと存じますが、余命ブログにもあるように、告発や弁護士懲戒請求喉をしたからとて、責任を問われたり賠償を請求される恐れはまずないかとは思われますが、やはり、法律にあまり詳しくない方が心配に思えることも止むを得ない事でありましよう。私も法律には暗い人間ですが。

それでも、御父上の愛情が本物であるとお感じになられていることは、柴犬丸様の魂が純粋なものである証かと考えます。

お互いに愛情があるからこそ、ぶつかり合いお悩みになられる。

私のような無学なものが申しあげるのは甚だ不遜ではあるは思いますが、ご家族と柴犬丸様は今こそ、内記様の仰る『身魂磨き』の最中の真っただ中ではないでしょうか。

大和の神々のお計らいかもしれません。

「いつかは解決する」などと無責任なことは申しあげられませんが、柴犬丸様もご家族も獣人などに堕ちることなく神人に昇華されることでしょう。

もし、柴犬丸様が余命PTの活動にご参加できなくなっても、御自分を責める必要はないと思います。

(鬱病で自責傾向にある私が言っても、説得力はないかもしれませんが)

例え共に活動することが困難であろうと、日本再生を願うだけでも皆同志です。魂は深く繋がっていることでしょう。

どうぞ無理されず、御自身を責めることなくお過ごしくださいますようお願いしております。

以上、大変に失礼なお節介かもしれません。  
もし御不快に思われたら申し訳ございません。

そして、主様にはこのような出しゃばったコメントを  
投稿させていただきますこと、ご容赦くださいませ。  
掲載の可否は、主様に委ねさせていただきます。

2017年06月18日 20:10

? 誰となく

不肖ものの返答失礼します。

丁寧な内容ですが、なんとなく、違和感が感じられました。私は、読解のため、お邪魔させて頂いていますが、余命翁相手に裁判するという感覚は、何かふと。そこまで表に出るには、お父上は、住所公開までして裁判なさる、のは、イメージがわかりません。

というか、余命翁の立ち位置は、自衛隊、公安OBそのものだと、拝見して思っています。

有事、民間防衛の要となる情報網構築を、予備自衛官とは別に、自主的になさっているのは、根本中將が、戦後も武装を解かず戦われた末に、蒋介石が日本人を安全に帰還させる立場をとられたので、戦後、共産党に追い詰められた蒋介石と日本であったところの台湾を、誠心から、助けに身一つで行かれたのと、心意気において、同じかと。

戦後あらゆる方法で、朝鮮進駐軍として、暴力、恫喝、で日本人は襲撃を受けております。戦後も、併合前同様、日本は巨額の資金援助を名目はともあれしてきています。その分子孫に経済のマイナスは生じています。

空襲を受け、生きたまま焼かれたのは主に日本人であって、朝鮮半島は無傷でした。手のひら返し、武器解除の日本への襲撃、それでも仲良く私たちの世代はしてきました。

でも韓国や北朝鮮の思惑は違ったようです。

韓国から資金の大半を出されてきた民団に、支援されてできた民主党政権は、岡崎トミ子公安長が、自衛隊や国防の機密情報漏洩をさせてしまいました。3万件です。外患罪を余命で初めて知りましたが、これは、外患誘致そのものではないのですか。

私は参加できておりませんが、余命翁の護国の心根には、感謝しています。

誰かがせねば、日本は、クリミアのように、朝鮮半島に支配されきるところでした。

選挙こそ、国民投票こそが、私たちの仕事です。

選択の自由は、手の中にあります。一もみじ

礼儀は尽くしますが、日本を守りたいです。

2017年06月18日 19:54

? 春うらら

前記事の波羅様の非公開希望コメントが何時間かだけですが上がっていたため、たまたま運良く?

目にすることができました

そして今記事のコメントを拝見しましても  
いつもながら慧眼になるほどと思うばかりです

政財官界は、未だ明瞭ではないのですが  
芸能界、マスコミ界は明らかに  
「自然淘汰」の世界であると思っています  
何十年も変わってない構造に、何も変えようのない顔  
ぶれ  
パワーゲームからか時々、椅子取りゲーム的なことは  
あるのですが本質は何も変わってはいません  
しかし、俯瞰で見たときに今なお生き残ってる人間た  
ちにもまた意味や徳？があるような気がして、日本と  
いう国を蔑ろにしない限りは面白いなとは思いますが...

上に立つ人間というものは、責任を背負わなければな  
りません  
都知事にしろ、ドンにしろ、アイドルのプロデューサー  
にしろ、政党党首にしろ、将棋連盟にしろ...

蜥蜴の尻尾切りをし続けても、  
自然淘汰の波は押し寄せます  
それが目に見えるほどになるから  
大掃除というのではないのでしょうか？

2017年は平成29年、そして昭和92年だそうですね  
明治維新からは...

駄文失礼致しました  
主様、読者の皆様の幸運をお祈りいたします  
2017年06月18日 14:47

? 柴犬丸  
大和心様、読者の皆様、初めまして。  
柴犬丸と申します。

余命爺様の2000人告発に参加していたものです。  
しかし、私は生まれつきアスペルガー症候群という発  
達障害者です。  
一応職に就いているものの、実際には父親に養って貰  
っている立場です。

その父親に内緒で2000人告発に参加していたこと  
が、昨日6月17日に我が家に届いた第二弁護士会から  
の懲戒請求に対する調査開始の通知によって知られ  
ました。

調査終了後に営業妨害や名誉毀損で逆に私が訴えられ  
るという最悪のケースを激怒しながらせつめされまし  
た。

さらに、私から第二東京弁護士会だけでなく各都道府  
県の弁護士会にも懲戒請求をしたこてを話したら、複  
数の弁護士会から訴えられたら私を扇動したと父親が  
考えている書籍、余命三年時事日記の著書である余命  
爺様を訴えるつもりです。

私が2000人告発に参加したのはこの美しい日本を日  
本人に取り戻すため、障害者の私を高校入学、企業へ  
の就職、経営悪化でリストラされた時にも転職までも  
助けてくれた父親を反日や在日から守りたい思いで参  
加しました。

しかし、内緒で参加していた罪が、日本を取り戻すべ  
く戦っている余命爺様や皆様の敵になってしまうと

は.....。

父親をどれだけ説得しても余命三年時事日記の書籍やブログを読まないだけでなく、2000人告発なんてネットの悪ふざけ、弁護士会に懲戒請求する根拠がネットなんてあてにならない、余命爺様は2000人告発には参加しておらず私はピラミッドの底辺、もうみんな手を引いている、たかが2000人で弁護士会に勝てる訳がない.....と決めつけられてしまいました。

日本を取り戻すべく戦死されたかず様や余命PTの皆様、余命船団として外患罪の証拠を集めてくださった余命三年時事日記の読者の皆様、日本を愛して素敵なコメントをしてくださっている皆様、さらには戦いの最前線にいる余命爺様や自衛隊の皆様、安倍さんを始めとした愛国議員の皆様。

その全てを父親には否定されてしまいました。

今、私は地獄の三段目にいると思います。

父親は家族である私を守るべく、明日から余命爺様の計画とは大きく外れた行動を取るそうです。

(市役所に訴えられた時の過去の例を相談に行く、弁護士会とは和解してお金を100万単位で払う、最悪余命爺様を訴える)

日本人と守りたい家族のために私がしたことが、両者を戦わせてしまうことになるとは。

このままでは、間違いなく私は獣人として魂を永遠に悶え苦しむことになると思います。

昨夜の家族会議の最中、私は父親の余命の皆様への否定に気持ち悪くなってしまい朝まで寝る羽目になりました。

しかし、深夜父親が私の様子を見に来て「大丈夫？」と声をかけてきました。

余命様達を信じては貰えませんが、結果的に売国行為をしてしまうと思いますが、息子への愛は本物だと感じました。

内記様のおっしゃる身魂磨きはどうすればいいかわかりません。

もう余命様の力になれないどころか敵になると思います。

それでも、私は諦められません。

この先私達家族がどうなるか、さらなる苦しみも予想つきませんが、それでも私は日本を取り戻したいし家族も守りたいです。

日本とお花畑で結果的に反日になってしまうかもしれない家族の両立が出来ない定めかもしれませんが、日本の神様の皆様の判定に任せてしまいますが、私は私に与えられた地獄で魂を磨きたいです。

最後に、余命三年時事日記や大和心への回帰さんなど、多くの愛国者に出会えたことに、日本を愛する心を私に戻してくれたことに感謝を。

ありがとうございました。

私はもう神人にはなれないかもしれませんが、取り戻した後の美しい日本をよろしくお願いします。

=====  
=====

大和心さんへのお便り

件名

柴犬丸氏の正体について、その他

日付

2017/06/19 17:46:50

本文

大和心様

お便り、ありがとうございました。

■ 柴犬丸氏のコメントについて

まず、当該コメントに使用されている語句を見ますと、「アスペルガー症候群」、「発達障害」、「ピラミッドの底辺」、「余命船団」、など早川美和氏と日沼洋陽氏に結びつくものが文章中に散在しています。

早川美和氏は、自分の息子さんがアスペルガー症候群で発達障害であると語っていたと彼女と交流のあった方から情報を得ています。また、子供のとき、彼女は埼玉県奥地で台所が共用であるようなアパートに住んでいたことがあり、決して恵まれた生活をしていなかったようです。これまでの彼女が投稿したと思われるコメントを読むと、彼女は自分の境遇を社会の底辺と捉え、「社会の支配層」に対する強い怨念を抱いていることが窺われます。「余命船団」という言葉は、『ばよばよ日記』の記事中に使われた言葉で、同ブログは日沼洋陽氏が運営しているものと見られることはご存じだと思います。

これらの言葉の中には「余命船団」のように特定の人物が造語し比喩表現として用いたもので、一般には流布しておらず、yosh氏シンパの人だけが使うようなものが含まれており、さらに、一つ一つの言葉は一般的なものであっても、それらの言葉の組み合わせ方、込められた情念（この文章の場合は自己卑下）によって、個性のでているものです。したがって、これらの言葉は、特定の人物を示唆するものと見ていいと思われれます。

また、「地獄の三段目」、「神人」、「獣人」など、内記先生と日月神示に纏わる言葉が使用されています。早川美和氏は佐久奈墮理氏として、日月神示の内容を踏まえた投稿を余命ブログにしており、『大和心の回帰』では、内記先生に取り入ろうとしています。したがって、上に挙げたような日月神示に纏わる言葉は、彼女の意識に深く入り込んでおり、文章の端々に顔を出すことがあり得ると思われれます。

文章の内容を見ますと、

- ・ 弁護士会から訴えられる
- ・ 余命爺様を訴える
- ・ 懲戒請求する根拠がネットなんてあてにならない
- ・ 余命爺様は2000人告発には参加していない



といった、悪魔の提唱者氏や余命スレの反余命作業員と全く同じ話が展開されています。そして、複数いる悪魔の提唱者の一人が早川美和氏であること、余命スレに彼女が出没していることは、間違いないと思われます。

文章の外形について見ますと、文体、言い回しからうける印象は、早川美和氏の文章から受けるものと非常に良く似ています。

以上のことから、柴犬丸氏は早川美和氏である可能性が極めて高いです。

#### ■ 神無月氏の反応について

『照千一隅』で四季の移ろい氏についてとりあげ、同氏を早川美和氏である可能性が高いと論じましたが、その発端となったのが、私の余命ブログへの投稿であったことは、ご存知かと思います。その余命ブログへの投稿が一時、余命記事に掲載された後に、四季の移ろい氏からメールをいただきました。そのメールの中で同氏は、自分は早川美和氏でないと主張はしても、一言も、自分と早川美和氏を同一人物と「誤認」した私を非難する言葉がなかったのです。むしろ、頭のいい伏見ブログ関係者の一人として自分を見てくれたことがうれしいとさえ書かれていました。

転載して下さいました神無月氏のコメントを見て、私は、四季の移ろい氏と同じ気配を感じました。敵対する相手をなるべく怒らせないように、挑発しないようにして、できれば籠絡したいということだと思われる。

早川美和氏と同一の気配を感じさせる神無月氏は、やはり、早川美和氏である可能性が高くなったと思います。柴犬丸氏、神無月氏がともに早川美和氏であるなら、同一人物の一方がもう一方を批判し、疑問を呈していることにはなりますが、これは、早川美和氏が多数のHNを使って、他所でもしていることです。むしろ、批判し疑問を呈していること自体が、柴犬丸、神無月両氏の中の方が早川美和氏であって他の作業員ではないことを示唆していると言ってもいいでしょう。

ところで、「拙前コメントの投稿内容に配慮不足」とありますが、何が配慮不足であったとは書かれていません。波羅氏を応援していること以外は特に問題のないコメントですから、当然、波羅氏を応援している部分が「配慮不足」だったということになると思われる。しかし、それをはっきりとは書かなかったというところに、何かしらの意図があるものと見られます。

おそらくは、「配慮不足」の解釈を大和心さんに丸投げしたということなのではないでしょうか。大和心さんは、神無月氏の正体を見抜いているかもしれないし、見抜いていないかもしれないという状況の中で、「配慮不足」の内容を明らかにすることは、もし、大和心さんが正体を見抜いていない場合、少なくとも、神無月氏に疑念を抱かせるものになってしまいます。それを回避する意図があったのではないのでしょうか。

このことから、また、神無月氏が職員であることが分かると思います。

■ その他の各氏の投稿について

匿名希望氏は、反余命職員の仲間なのか、彼らに取り込まれているだけなのか、判断に迷うところです。ただ、結果的に彼らの工作の手助けをしてしまっていることは、否定できません。

もみじ氏は、前に申し上げたとおり、反余命職員の仲間ではないと思われます。コメントの内容は、反余命側の痛いところを突いており、みせかけではなく、本物の批判です。

春うらら氏は、職員の疑いがあると思います。波羅氏への、さりげない賛同と擁護が見られます。

■ 最後に

以上、私の見解を述べさせていただきました。ご参考になったでしょうか。早川美和氏は、悪魔ブログ、余命スレにおいて最近、余命チームへの誹謗中傷、信用毀損、個人情報の暴露といった攻撃を強めています。大和心さんに送っていただいたコメントは、『大和心への回帰』もそのような工作、攻撃の場として使おうという、早川美和氏の意図が表れているものと思います。

大和心さんとブログ読者のみなさんが、そのような職員たちと彼らの底意をいかに見破り、撥ね退けることができるかということで、この『大和心の回帰』を場とした戦いの帰趨が決するものと思います。

ところで、『大和心への回帰』がこのように反余命工作の場として使われているということ、余命チームにも知っておいていただいた方がいいと思うのですが、大和心さんは、どのようにお考えになられますでしょうか。ご意向をお聞かせください。

T.K.

=====  
=====

大和心さんからのお便り

件名

早速の返信、ありがとうございます。

日付

2017/06/19 21:08:12

本文

取り急ぎ、T.k様ご指摘の余命PTとの連携は、緊急かつ必須であろうと考えます。

柴犬丸コメントについては、ある方は伏見に似た気味の悪い臭いを感じるとの指摘があり(非公開)、ある方は真に受けて不幸な成りすまし息子に同情と理解を示しているようです。(公開しています)

いずれにしても、彼らのコメントに読者が巻き込まれないことが肝心です。

<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 958 272 1025" style="display: inline-block; width: 40px; height: 40px; background-color: #ccc; border-radius: 50%;"></div> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <p><b>四季の移ろい</b></p> <p>0 が承認</p> <p><a href="mailto:earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp">earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp</a></p> <p>49.98.129.146</p> </div>	<p>余命さん、スタッフのみなさん、<span style="float: right;">スパムチェック待ち</span></p> <p>こんにちは。</p> <p>定型文理由書比較の続きです。宜しくお願い致します。↓</p> <p>★松山地検さん。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No.29 〈愛媛県知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。</li> <li>No.97 〈愛媛県知事生活保護費支給問題〉。</li> </ul> <p>以上告発二件。</p> <p>4/20付け理由書はまとめて一枚。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。日付け上のナンバーも有り。</li> <li>・ 冒頭の告発状内訳と後段が短くまとめられ、独自に書き直されています。その為一言一句の比較は難しいので、大切な箇所、気に成った箇所を書き出し、そこから感じた事を書いて行きます。</li> </ul> <p>あ、前段は省略？丸々消えていますね。最後の締めは定型文に沿って書かれています。</p> <p>あと独自の前置きがありますね。</p> <p>先ず冒頭の該当部分ですが、内訳は日付け含め他庁宛告発状混在にも触れていますし、『及び添付の「第三告発の事実と経緯」と題する書面について拝見いたしましたが、』とありますから、告発状には目を通して頂けたみたいです。</p> <p>でも。『拝見いたしましたが、』。</p> <p>『し』が抜けてます。</p> <p>わざと？上に書いた様に、目を通して頂けたほいのに。つまり実は『拝見』なさっていないのかな？</p> <p>大体松山地検さんも、校正チェックなさらないのかな？</p>	<p>1674 2017/6/9</p> <p><b>アラカルト2</b></p> <p>投稿を表示</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #ccc; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 5px;">0</div> <div style="background-color: #e91e63; color: white; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 5px;">34</div> </div>	<p>2017年6月19日 4:33 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

あと箱数は省略されてます(2箱かな?)。やっばきちんと『拜見』されてないのかな。

後段該当部分ですが、定型文がだいぶん独自に書き直されていますね。

先ず「各被告発人らが、それぞれ、いつ、」の箇所が『各被告発人らが、いつ、』となっており「それぞれ、」だけが消えています。ですが、告発は二件だけど被告発人は同じ方で一名(知事さん)なので間違えていますね。『ら』が残っています。

(同じく告発は二件だけど、被告発人は同じ方で一名(知事さん)な(自分的に印象が良かった)福島地検さんは、それに合わせて『各被告訴人が、いつ、』と、「ら」と「それぞれ、」は消し『各』だけを残して、細かく直されています。)

定型文にもきちんと目を通しておられないって事かな。

そして東京地検さんは具体的な5W1H(犯罪)行為を「不見当」になさっていました。

でも文章を読むと松山地検さんは、5W1H(犯罪)行為と、それに該当する外患罪とが丸々具体的に特定されていない、と書かれています。(で良いのかな。)

そして外患罪を『当該告発罪名』と書き換えています。外患罪の内訳省略だけでなく、「外患」の言葉自体も消しています。

今回の告発で、尤も主要な大切な言葉の一つ、「外患罪」を消していますね。

東京地検さんの「不見当」文を理解なさった上での書き換えなのかな? 意図は判りませんが、とても印象悪いです。

最後の締めですが、「貴殿が日本全国各地から預かった上で」から「日本」が消えて『貴殿が全国各地から預かった上で』になってます。何故?

...と、ここで思い出したのですが今回の告発、海外の日本人の方々も参加なさっているみたいですね。凄いです!

こちら松山地検さんの「日本」を消されている意図は判りませんが、「日本全国」を消されて『各地から預かった上で』になさっていた(この事以外は印象の良かった)山口地検さん、もしかしたら海外の皆さんからの告発状もご覧になった上での『各地から預かった上で』だったのかな? だとしたら大変申し訳ないです。

この事に今頃気付きました。駄目だな~情けない。すみませんでした。

(でも鳥取地検さんの『各地から預かった上で』はやっば違うと思うかな...。)

でももし海外から告発状をお出しになった皆さんへの回答も含めての直しなら「日本」だけではなく、「全国」も消さないと思いますから、多分違う意図ですね。何にせよ、印象は良くないです。

そして松山地検さん独自の前置きで『書面の返戻について』とあります。それはご丁寧? な対応って思いましたけども。

結論は。

『拝見いたしましたが、』。

『各被告発人ら』の間違い。

外患罪内訳だけでなく「外患罪」の言葉も消しておられる。

『全国各地から預かった上で』と「日本」を消しておられる。

定型文から前段は省略されているし、定型文全体の文も(アバウトな感想ですみませんが)丸々味気なく？まとめられてしまってるし。

法的効力有り職責有りで日付け上ナンバーも有りですが、以上の解釈から良い印象がほとんど無いです。

しかし...文面でマイナス要素があればこれ有ると、公印が有っても良い印象は持てないですね。寧ろその方が酷いなって思ったり、上から目線？だなって思ったりします。でも仕様が無いのかな。

★高知地検さん。

・No.110〈高知県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発一件。

4/18付け理由書一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・冒頭の告発状内訳は同じです。

前段も同じです。

後段ですが、高知地検さんは告発一件で被告発人が一名(知事さん)ですが、『各被告発人らが、それぞれ、いつ、』がそのまま直していません。あとは同じです。

最後の締めも同じです。

あと高知地検さん独自の前置き『「告発状」と題する書面の返戻について』があります。

違いは以上です。

やっぱり『各被告発人ら』の箇所が直されていないのは本当、印象悪いですね。告発状にしる定型文にしる目を通して頂いていないし、やる気が無いって事に成りますし。がっかりします。

あと独自の前置きを書いて下さってはいませんが、その前置きも『と題する書面』の他人事？余所余所しい？悪く取ると告発状を告発を馬鹿にした様な？文言まで入れていますから、いくら法的効力有り職責有りでも、感じは印象は良くないです。

(それと最初の投稿で書きました、「貴殿」が『貴会』に変わっているのって、宛て名の「日本再生大和会 御中」または「日本再生大和会 殿」とリンクさせてどちらかに合わせて直されていたりしますね。当初は考察に入れなくて良いかなって思いましたが失敗したかな？尤も今から入れても中途半端だし辞めときます。大体この事自体間違えてるかもだし、やっぱ重視しなくても良いかもだし。...なんだか失礼致しました。)

↑今回は以上です。

ちまちますみません。次は九州ですね。大阪地検さん

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<div data-bbox="137 315 172 353">□</div> <div data-bbox="201 315 272 383"></div> <div data-bbox="284 315 448 349">四季の移ろい</div> <div data-bbox="284 353 392 387">0 が承認</div> <div data-bbox="201 396 442 577"> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.129.146</p> </div>	<div data-bbox="485 315 1121 360"> <p>(余命さん、スタッフのみなさん <small>スパムチェック待ち</small></p> </div> <div data-bbox="485 369 1121 857"> <p>ん、こんにちは☆ 今日は父の日でしたね。ここ数日ずっと夢中になって忘れてた〜泣。 瑞教さんのご投稿で今頃気付きました汗。 お父さん、いつもありがとう☆超大好き☆たくさんたくさん長生きしてね☆♪ スタッフさんみなさんは...自分より年下なみなさんばかりかな？でもいつもありがとうございます☆超大好き☆しかし若いからって油断は禁物！ごはんはバランス良く！ですよ☆ そして☆大好きな余命さん、いつもありがとうございます☆超大好きです☆目指せ☆世界最長寿☆たくさんたくさん長生きなさって下さい☆♪)</p> </div> <div data-bbox="485 880 1121 2157"> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。 理由書比較の続きです。宜しくお願い致します。↓</p> <p>★徳島地検さん。 ・No.132〈徳島県知事生活保護費支給問題〉。 以上告発一件。 4/31(4月は30日までです。31日はありません。)付け理由書一枚。 ・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。日付け上のナンバーも有り。 ・冒頭の告発状内訳、『及び同送の「第三 告発の事実と経緯」と題する書面について拝見しました。』とあります。 あと箱数には触れていませんが告発一件ですし、良いのかな。 前段は同じです。 後段、「前記「告発状」については、」→『前記「告発状」等については、』と、『等』が付いています。 そして告発一件で被告発人(知事さん)な為『被告発人が、いつ、』ときちんと直してあります。 あと外患罪内訳の所の「どの部分の記載を指すのかも」が、『どの部分の記載を指すものかも』と少し変わっています。(特に意味は無さげ?) あとは同じです。 最後の締め、「貴殿」が二箇所とも『貴会』に書きかえてあります。 「送付いただいた告発状と題する書面については、」→『送付していただいた「告発状」と題する書面等については、』と、三箇所変わっています。 「いただいた」→『していただいた』。丁寧に直されたのかな？ そして鉤括弧付き『「告発状」』に直してあります。 あと『書面』に『等』が付いています。後段と一緒にです</p> </div>	<div data-bbox="1153 315 1329 421"> <p>1674 2017/6/9 アラカルト2 投稿を表示</p> </div> <div data-bbox="1153 432 1249 488"> <p>0 <span style="background-color: #e91e63; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">34</span></p> </div>	<div data-bbox="1367 315 1528 387"> <p>2017年6月18 日 11:48 PM</p> </div>
<div data-bbox="137 2179 172 2217">□</div> <div data-bbox="201 2179 284 2213">作成者</div>	<div data-bbox="485 2179 603 2213">コメント</div>	<div data-bbox="1153 2179 1297 2213">コメント先</div>	<div data-bbox="1367 2179 1485 2213">投稿日時</div>



ね。  
あとは同じです。  
違いは以上です。

特に気に入った箇所は冒頭、『及び同送の「第三 告発の事実と経緯」と題する書面について拝見しました。』ですが、告発状を見て頂けたのは判りました。証拠も見て頂けたかな？

と思ったら後段で『前記「告発状」等については、』と『等』がありますね。

5W1Hの(犯罪)行為の具体的な記載が見当に至ったのは、『前記「告発状」』の他も見て頂けたからって事かな。

あと『被告発人』の箇所はきちんと直しておられますね。

そして最後の締めでも『「告発状」と題する書面等については、』と、『等』があります。告発状以外の書面含めた証拠も見て頂けたって事で良いのかな。

(そう云えば秋田地検さんも『書面等』にこだわっておられたっけ。やっぱ秋田地検さんもそう仰りたかったのかな？)

そして鈎括弧付きで『「告発状」』と書いて下さってます。

微妙に丁寧に直してるっぽい箇所もありますし。

そして法的効力有りで職責有りで日付け上のナンバーも有りなのですよね。

と、理由書内容だけを読んだら、印象が良かったのですが。

何故理由書の日付けを『4/31』になさったのかな？

この「にしむくさむらい」の事が無かったら良かったのに。

(青森地検さんの時にも思いましたが、まさか告訴や告発に関わる書類で校正ミスとかそもそもチェックなさってないとか、無いですよね。)

無い日付けになさるって事は、たとえば日付け上のナンバーは入れたから記録に残るかもですが、その記録を日付け分類とかで検索しても出て来ないのでは？とか、そもそも書類を無効にする行為では？な気がするのですが。

公印押印的法的効力も職責も有りな公文書な上で、無い日付けになさるのは何故...

書類を提出する相手に失礼と思います。受け取った側は良い気分はしない(以上)事、确实。しかも告訴告発の書類で。

うーん...それが徳島地検さんの本音なのかな...だとしたらとても残念です。

☆高松地検さん。

・No.109〈香川県知事生活保護費支給問題〉。

以上告発一件。

4/27付け理由書一枚。

・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責有り。でも日付け上のナンバーは無し。

・冒頭の告発状内訳、合計箱数が『合計5袋』になっています。あとは同じです。

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

前段は同じです。  
後段ですが、告発一件で被告発人が一名(知事さん)の  
為、『被告発人が、いつ、』ときちんと直してあります。  
あとは同じです。  
最後の締めも同じです。  
あと高松地検さん独自の前置きで『文書の返戻について』とあります。  
違いは以上です。

冒頭の『合計5袋』ですが、袋に入れて提出なさった  
のかな？直接提出なさったのかな？だから量が多くて  
『合計5袋』になったのかな？  
すみません、何か気に成っちゃって汗。  
そして後段の『被告発人』の箇所はきちんと直されて  
いますし、『文書の返戻について』と、ご丁寧？な前  
置きがありますし。  
日付け上ナンバーは有りませんが、法的効力有り職責  
有りですし。  
東京地検さんの意図を理解なさった上での定型文の踏  
襲or則りor準拠と見て良いのかな。  
特に悪い印象は無いと云うか、良いです。

↑今回は以上です。  
スマホがぐるぐるな為に細かく投稿してしまい申し訳  
ございません。でも引き続き出来次第、投稿致しま  
す。宜しく願い致します。(四季の移ろい)



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.98.129.146

(余命さん、スタッフのみなさん、  
コメント 0 34  
スパムチェック待ち  
ん、またすみません...再投稿です。初回山口地検さん  
の投稿はどうか破棄の程お願い致します...。  
でも最初の☆★を直ただけで後は一言一句一緒で  
す...もう気持ちが揺れまくって訳判らなく成ってます  
し。物事の取捨選択と線引きが超苦手な優柔不断が唯  
一のお友達人間にはこう云う白黒判断、無理です  
ね泣~でも各地検さんのお気持ちをじっくり見てみたい  
のもあったし~時間かかってホントすみません~泣)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

理由書比較です。中々終わらなくてすみません。宜し  
くお願い致します。↓

☆？★？山口地検さん。  
・No.28〈山口県知事朝鮮人学校補助金支給問題〉。  
No.75〈山口県弁護士会朝鮮人学校補助金支給問  
題〉。  
No.115〈山口県知事生活保護費支給問題〉。  
以上告発三件。  
4/20付け理由書はまとめて一枚。  
・公印有り、法的効力有り。職務上作成の文書、職責  
有り。日付け上のナンバーも有り。  
・先ず『返還書』と、主旨的前置きから始まっていま  
す。  
冒頭の告発状内訳ですが、山口地検さん独自？の書き  
方に変わっています。

1674 2017/6/9  
アラカルト2  
投稿を表示

2017年6月18  
日 11:34 PM

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

「貴殿において取りまとめられ、お送りいただいた」が『貴殿が取りまとめられ、提出のあった』とあります。直接提出なさった事ですね。

続いて告発状総数&それぞれの枚数と共に、被告発人二名のお名前が明記されてます。あと他庁宛告発状混在にも触れています。細かく書いてありますから、きちんと目を通してきてます。でも日付けと箱数には触れていないです。

そしてその被告発人二名明記、知事さんは『被告発人』ですが、弁護士会会長さんは『被告訴人』になっています。何故？

文尾は『下記理由により返還します』とあります。

「拝見」が消えてます。(「拝見」したから『下記理由により返還します』になった事かな?)

続いて前段以降を『記』としています。

前段は同じです。

後段文頭、「前記「告発状」については、」が『前記「告発状」は、』と簡潔にしています。

続いて「各被告発人らが、それぞれ、いつ、」を『被告発人が、いつ、』と、被告発人が二名(知事さん、弁護士会会長さん)なのに直しています。(冒頭で『被告発人』と『被告訴人』とに分けて書いてある事と関係してますね。)

そして「具体的な記載が見当である上、」が『具体的な記載が見当たらない上、』とあります。「不見当」→『見当たらない』に直しています。

あとは同じです。

最後の締めは「貴殿が日本全国各地から預かった上で送付いただいた」を、山口地検さんも『貴殿が各地から預かった上で送付された』と、「日本全国」を消しています。あと「送付いただいた」→『送付された』。

それに続く「告発状」を鉤括弧付き『「告発状」』に直しています。

文尾の「差出人である貴殿に対し、全て返戻いたします。」が『差出人である貴殿に返戻します。』になっています。「対し」と「全て」が消えています。

違いは以上です。

(だいぶ細かく変わっているので混乱してきました。)

特に気に成った箇所もだいぶあります。(しかも自分にとってプラスとマイナス要素の両方の文言があるから超混乱。)↓

前置きの『返還書』。あと冒頭文尾にも『返還します。』。

冒頭の告発状内訳で、知事さんは『被告発人』、弁護士会会長さんは『被告訴人』。

日付けと箱数スルー。

前段以降を『記』としています。

後段、被告発人が二名なのに『被告発人が、いつ、』。

「不見当」が『見当たらない』に変わっている所。

最後の締め、「日本全国各地から預かった上で」から「日本全国」が消えている所。

鉤括弧付き『「告発状」』に直している所。  
文尾の「全て返戻いたします。」から「全て」が消えている所。  
(「ついては、」→『は、』と「いただいた」→『された』と「対し」が消えたのは、文章全体を見ると事務的で簡素な簡潔な印象なので、検察官さんがその様に書かただけかな?と思い重視しませんでした。...大丈夫かな?)  
↑特に気に入った箇所は以上ですね。

で、先ず『返還』ですが、京都地検さんと同じ『返還』を使われていますね。その際に『返還』の単語は事務的な冷たい使い方と解釈しました。  
こちら山口地検さん理由書も『記』と云い、文章全体、確かに事務的な印象です。

そして冒頭で、知事さんは『被告発人』、山口県弁護士会会長さんは『被告訴人』とありましたね。  
これってもしや検察官さんの意思表示?と思いました。山口県弁護士会に何か思う所がおりになるのかな、と。

それから前段以降を『記』としています。  
ビジネス文書の書き方他色々検索して読みましたが、公文書や準公文書他正式な書類での「記書き」タイプは『記』と「以上」がセットなのですね。  
社内向けか社外向けかとか書類の重要ランク?によって「以上」を入れない所もあるかもしれないともありましたが、基本は「以上」を付けないと文の締めにならないし、相手に対するマナーとして付けないのはとても良くないそうです。  
(「以上」の表現が冷たく感じる場合は「宜しくお願い致します」など、柔らかい書き方でも良いそうですが、何にせよ文の締めは書かないと失礼に当たるとの事。)  
理由書には「以上」(かそれに該当する言葉)が無いですね。省いてしまったのか、実は続く書類があるのか。どちらかな。それとも別の意図かな?  
(でもその意図、余命さんは既にご存知ですよ。うーん、気に成るー。)

続いて後段、被告発人が二名なのに『被告発人が、いつ、』と単数形になってます。  
冒頭で『被告発人』(知事さん)、『被告訴人』(弁護士会会長さん)と分けて書いてあるからですね。  
法的効力有り職責有り日付け上のナンバーも有りな山口地検さん、被告発人が知事さんの告発は告発として扱ったけれども、(先にも書きました様に)山口県弁護士会に対しては何か思う所があって、No.75〈山口県弁護士会朝鮮人学校補助金支給問題〉の告発は、告訴とされているのかなって。(もしくはその願望の表れ、とか?)  
だから今回の「告発」返戻理由書から『被告訴人』への対応は省いているのが、『被告発人が、いつ、』の箇所に表れているって事かな、って。  
山口県弁護士会に対する山口地検さんの、何がしかの思い。それが何かは判りませんが、『告訴』の意味か

ら、良くは思われていないかと。(と云いつつ間違えていたらごめんなさい。)

それから「不見当」が、普通?な表現の『見当たらない』に変わっています。

「見当たるとは→さがしていたものが見つかる。(goo 国語辞書より)」

↓

だから『見当たらない』は、「さがしていたものが見つからない」。

知事さんの5W1H的(犯罪)行為を探したけど普通にストレートに見つからなかった、と仰りたいのかな。

見当たらないからって100%無いとは云えない、の「不見当」じゃなくて。

やはり弁護士会会長さん告発と違い、知事さん告発は事務的な扱い、と云う事でしょうか。(そこは残念です。)

そして最後の締め「日本全国各地から預かった上で」から「日本全国」が消えているのは何故かな。鳥取地検さんの時にも書きましたが、やはり初見で酷いなって思いました。

尤も山口地検さんの全体の文章、文脈を読むとそんなに良くない印象、失礼な印象は無いのですが...。内訳から見るに告発状にはきちんと目を通して頂いてるし、色々お考えの上で定型文を独自に書き直されているし、(きっと思う所があって)言葉を直されているし。だから事務的なながらもやる気が無いとかじゃないと思うし。

だから何故「日本全国」を消されたのか。文脈を読んでも消す必要は無いと思うし。『被告訴人』の事に関係があるのかな？

ここは全然判りませんでした。

そしてでも一方で鉤括弧付き『「告発状」』にわざわざ直しておられるのですよね。告発を事務的に扱われてはいるけれども、でもきちんと扱って下さってるって表れでもあるのかな、って。

で、最後文尾の「全て返戻いたします。」から「全て」が消えています。

全ての告発状を返戻なされた訳ではないって事? もしや「以上」で文を締めていないのもこれと関係が? まだこの理由書に続く書類有りとか? 考え過ぎ? 「以上」は単に入れなかっただけ?

日付けと箱数に触れていないのもそう云う訳?

もしや『被告訴人』への対応と関係ある?

...訳判らなく成りました。

結論は、告発に際して『返還』事務的なご対応ながらも、きちんと告発状に目を通してきてますし、きちんと扱って下さってると思いましたが『返還』から受ける冷たい印象は無かったです。

でもその事務のご対応の中で「被告発人」を『被告訴人』と書かれた所から、山口地検さんのお気持ちが垣間見えた、そんな感じです。

言葉は悪いですが、事務的を装いながら、本音を入れ込んだ、みたいなの?

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

(でももしこの考えが外れていなかったら、山口地検さん、被告発人に対しても事務的以上の対応どうかお願い致します。)

ただ何故「日本全国」を消したのかな。他の言葉や文でそんなに悪い印象は無いのですが。

それが判りません。

でもそれ以外は悪い印象は無かったです。

↑今回は以上です。一件ですみません。また出来次第投稿致します。宜しくお願い致します。(四季の移ろい)

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

一括操作



適用

スパムチェック

374個の項目



14 / 19



[WordPress](#) のご利用ありがとうございます。

[バージョン 4.9.6 を入手する](#)